

第四期秩父市障がい者福祉計画
秩父市障がい福祉計画

平成27年度～平成29年度

平成 27 年 3 月

秩 父 市

はじめに

本市の障がい者福祉は、第三期秩父市障がい者福祉計画（障害者基本法に定める市町村障害者計画）及び秩父市障がい福祉計画（障害者自立支援法に定める障害福祉計画）に基づき、市民の皆様のご理解とご協力により順調に増進しておりますことに、感謝を申し上げます。



平成26年1月、日本は障がい者権利条約に批准しました。それに伴い障害者基本法の改正、障害者差別解消法の制定など国内法の整備が行われました。

秩父市でも、こうした動向に的確に対応するため、現行の計画を見直し、新たに平成27年度から平成29年度までを期間とする「第四期秩父市障がい者福祉計画」及び「秩父市障がい福祉計画」を策定いたしました。

この計画では、施策やサービスの実効性を高め円滑な推進を図るために、PDCAサイクルを導入し、進捗状況等の評価及び課題事項の検討を行い、より時勢にあった形へと修正を加えてまいります。

本計画の策定に際しまして、多くの貴重なご意見・ご提言をいただきました秩父市障がい者福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査・パブリックコメントにご協力いただきました皆様、関係機関・関係団体の皆様に、心から厚く御礼を申し上げます。

平成27年3月

秩父市長 久喜邦康

目次

第1章 計画のあらまし	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画策定の背景	4
3 計画の位置づけ	8
4 計画の期間	9
第2章 秩父市の障がい者をめぐる状況	13
1 障がい者の状況	13
2 障害福祉サービスの状況	24
3 第三期障がい者福祉計画の進捗状況	30
4 障害福祉サービスの第三期計画の目標値と実績	32
5 障がい福祉に関するアンケート結果の概要	37
6 ヒアリング調査の概要	42
7 第四期障がい者福祉計画・障がい福祉計画に向けた課題	43
第3章 計画の基本的な考え方	47
1 計画の基本理念	47
2 計画の基本目標	47
3 施策の体系	49
第4章 施策の展開	53
基本目標1 早期療育と学校教育の充実をめざして	53
基本目標2 地域生活の充実をめざして	55
基本目標3 社会参加の促進のために	57
第5章 サービス等の見込量と確保の方策	61
1 平成29年度に向けた目標の設定	61
2 訪問系サービスの見込量と確保の方策	65
3 日中活動系サービスの見込量と確保の方策	66
4 居住系サービスの見込量と確保の方策	71
5 相談支援サービスの見込量と確保の方策	72
6 障がい児支援事業の見込量と確保の方策	73

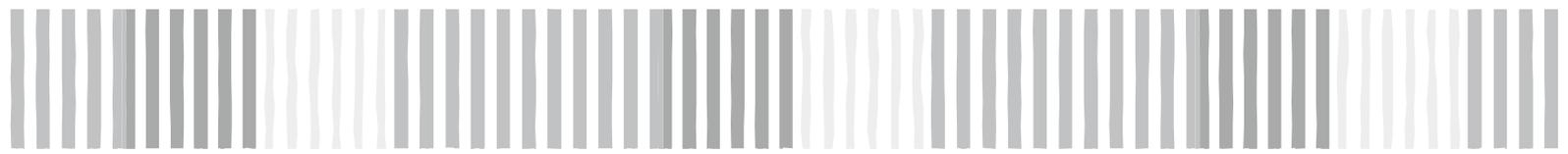
7	地域生活支援事業の見込量	75
第6章 計画の推進に向けて		
83		
1	市民参画による施策の推進	83
2	計画推進のための協議会の設置	83
3	関係機関における連携	84
4	財源の確保と適正な受益者負担	84
資料編		
87		
1	秩父市障がい者福祉計画検討委員会設置要綱	87
2	秩父市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱	88
3	秩父市障がい者福祉計画策定委員会委員名簿	89
4	秩父市福祉2計画検討委員会委員名簿	90
5	秩父市福祉2計画検討委員会作業部会委員名簿	91
6	秩父市障がい者福祉計画事務局名簿	92
7	計画策定の経過	92
8	アンケート調査結果概要	94
9	用語解説	101

本計画書の用語表記について

本計画書では、「害」という漢字は「妨げ、支障、災い」といった負のイメージを持つ言葉であることを考慮し、法令等に基づくものや団体名等の固有名詞を除いて、「障害」または「障害者」を、それぞれ「障がい」「障がい者」と表記しています。

用語解説について

本文中に「*」の付いた用語については、資料編「9 用語解説」に内容を掲載しています。



第1章 計画のあらまし



第1章 計画のあらまし

1 計画策定の趣旨

「秩父市障がい者福祉計画・秩父市障がい福祉計画」は、「障害者基本法」「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」のそれぞれに定められる秩父市の計画です。

この計画では、近年の新しい制度や枠組みへの対応はもとより、新たな課題への取り組みを進めるために、これまでの基本理念「いつまでも安心して住み続けられる助け合い温もりのまち」を普遍的なものとして引き継ぎながら、3つの基本目標のもと、施策を計画的に推進していくこととしています。

一方、障害者自立支援法（平成25年度からは「障害者総合支援法」）に基づき、平成18年より3年間ごとに策定される秩父市障がい福祉計画は、「秩父市障がい者福祉計画（基本計画）」におけるさまざまな分野の中でも、特に生活支援分野における実施計画という位置づけから、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業などの提供体制を整備し、自立支援給付や地域生活支援事業の円滑な実施を確保することを目的としています。

国の基本指針に即しながら、埼玉県計画のほか、秩父市の関連計画との整合を図り、策定します

■ 障がい者福祉計画の法律上の根拠

【障害者基本法】

第11条第3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

秩父市障がい者福祉計画
すべての市民を対象とした
障がい者のための施策全般に関する計画

秩父市障がい福祉計画
障害福祉サービス、相談支援及び地
域生活支援など提供体制の確保に
関する計画

■ 障がい福祉計画の法律上の根拠

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）】

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 計画策定の背景

我が国の障がい者施策は、昭和56年の「完全参加と平等」をテーマとする『国際障害者年』を契機として、障がい者の自立と社会参加を促進するための新たな制度的な取り組みが行われています。

① 国内における動き

■ 『措置制度』から『支援費制度』への転換

平成12年度からの社会福祉基礎構造改革の一環として『身体障害者福祉法』等が改正され、平成15年4月には、障がい者の福祉サービスの内容及びサービスを行う事業者や施設を県や市町村が決定する「措置制度」から、障がい者自身が希望するサービス及びサービス提供事業者や施設を選択し、契約に基づいてサービスを利用する「支援費制度」へ、制度の大幅な転換が行われました。

■ 『障害者基本計画（第2次）』のスタート

平成15年4月から、平成15年度から平成24年度までの10年間を計画期間とする『障害者基本計画』及びその『重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）』がスタートしました。

『障害者基本計画（第2次）』は、従来の『障害者基本計画』における「リハビリテーション*」と「ノーマライゼーション*」の理念を継承するとともに、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指すものとされています。

■ 2つの『重点施策実施5か年計画』

平成15年4月から、『障害者基本計画』とともにスタートした『重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）』では、平成15年度から平成24年度までの10年間のうち、前期5年間で、障害者基本計画に掲げた「共生社会」の実現を目的として、障がいのある方が活動し、社会に参加する力の向上を図るとともに、福祉サービスの整備やバリアフリー化の推進など、自立に向けた地域基盤の整備等に取り組むことが示されました。

平成19年12月には、平成20年度からの『障害者基本計画』の後期5年間に重点的に取り組むべき施策について定めた「重点施策実施5か年計画」が策定されました。これは、自立と共生の理念の下に、「共生社会」の実現に真に寄与するようにするため、地域での自立生活を基本に、障がいの特性に応じ、障がい者のライフステージの全段階を通じた切れ目のない総合的な利用者本位の支援を行うことや、障がい者の地域における自立や社会参加における障壁

を除くためのユニバーサルデザイン*に配慮した生活環境の整備、ICT（情報通信技術）*の活用等による障がい者への情報提供の充実等を図ること等に重点を置いて施策展開を図ることとしています。

■『障害者基本法』の改正と『障害者基本計画（第3次）』のスタート

『障害者基本法』は平成16年に改正され、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」と差別禁止が明記されました。

また、平成23年8月の改正では、障がい者の定義に「制度や慣行など社会的障壁により日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある」ことが追加され、障がい者が円滑に投票できるための投票所等の整備や、障がいのある児童及び生徒と障がいのない児童及び生徒とともに教育を受けられるような配慮等について、新たに明記されました。

これを踏まえ、平成25年度から29年度の『障害者基本計画（第3次）』を策定し、障がい者施策の基本原則等の見直しが行われました。

■『発達障害者支援法』の制定

発達障がい*者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会参加の促進のために、『発達障害者支援法』が平成17年4月1日から施行されました。この法律では、発達障がいを早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障がい者への支援、発達障がい者の就労の支援、発達障がい者支援センター等について定められました。

■『障害者の雇用の促進等に関する法律』の改正

平成18年の改正以降、『障害者雇用促進法』は平成20年、平成25年と改正され、短時間労働に対応した雇用率制度の見直しや、雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止などが定められています。

■特殊教育から特別支援教育へ

障がいの種類や程度に応じて特別の場で指導を行う特殊教育から、通常の学級に在籍するLD（学習障がい）*・ADHD（注意欠陥／多動性障がい）*・高機能自閉症*等の児童生徒も含め、障がいのある児童生徒に対してその一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育的支援を行う特別支援教育へ転換されました。

■『障害者自立支援法』の成立と『障害者総合支援法』への転換

障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障がい種別で異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供するしくみを創設することを目指した「障害者自立支援法」が平成18年4月（一部は10月）から施行されました。

施行から8年が経過する間に、さまざまな制度の変更や激変緩和策が行われてきました。主な改正点は、サービスの利用にかかる費用の原則1割を利用者が負担する「応益負担」の原則を見直し、支払い能力に応じた費用負担とする「応能負担」への変更、相談支援の充実、グループホーム及びケアホーム利用の際の助成、重度視覚障がい者（児）に対する移動支援の個別給付化、障がい児についての在宅サービスや児童デイサービスの実施主体が市町村であることを踏まえた、障がい児の通所サービスの実施主体の市町村への変更等が挙げられます。

また、平成24年6月には、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」において、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とすることが示され、平成25年4月に施行されました。これにより、現行制度の谷間を埋めるべく、障がい者の定義に難病等を追加し、平成26年4月からは重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されています。

■『障害者差別解消法』の成立、『障害者虐待防止法』の施行

平成25年6月には、改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）』が制定されました。

また、平成24年10月には、『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）』が施行されました。

■『障害者権利条約』の批准

平成18年に障害者権利条約が国連総会において採択され、障がい者の人権と自由を包括的に保護し、差別の禁止と合理的な配慮を社会に求めていくこととして、平成20年に発効しました。日本は平成19年の署名以降、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を進め、平成25年12月に条約の批准を承認し、平成26年1月に国際連合事務局に承認されました。

② 埼玉県における動き

埼玉県では、平成19年3月に『第1期埼玉県障害者支援計画』を策定し、基本理念である、障がいのある人もない人も、分け隔てられることなく共に生活する「共生社会の実現」を目指して、障がい者に関する施策を総合的に推進してきました。

平成21年3月には、これまでの施策の実施状況や新たなニーズに対応するため、平成21年度から平成23年度の障害福祉サービス等の新たな目標値を定めた『第2期埼玉県障害者支援計画』を策定しました。

さらに、県内を10の地域に分けている障害保健福祉圏域について、埼玉県の総合計画である『ゆとりとチャンスの埼玉プラン（埼玉県5か年計画）』地域別計画の地域区分と整合を図るため、埼玉県地域保健医療計画の二次保健医療圏が変更されたことから、平成22年4月から新しい10の圏域が設定されました。

平成24年3月には、国の制度改革の動きや新たなニーズに対応するため、平成24～26年度の障害福祉サービス等の新たな目標値を定めた『第3期埼玉県障害者支援計画』を策定しました。

また、平成26年度末には、平成27年度から平成29年度までを計画期間とする『第4期埼玉県障害者支援計画』が策定されました。

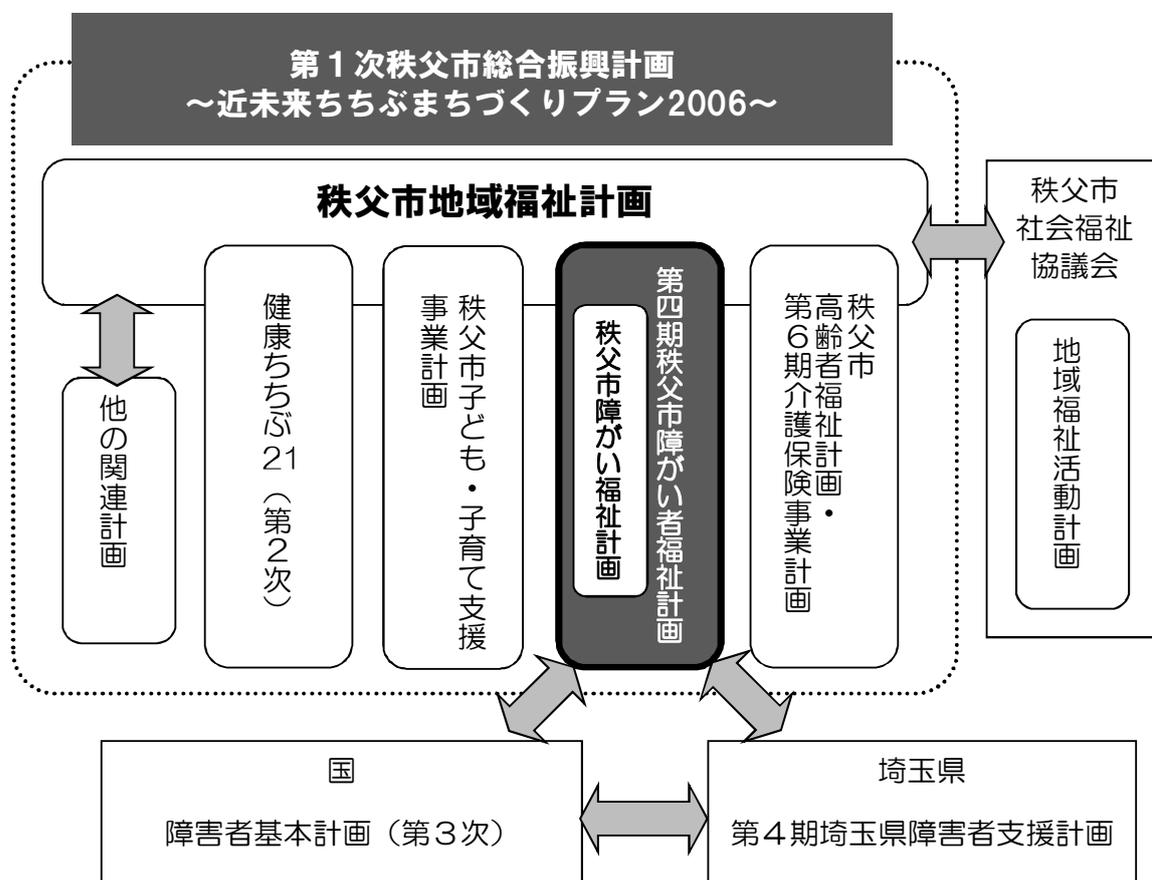
3 計画の位置づけ

本計画は、『障害者基本法第11条第3項による規定（市町村障害者計画）』及び『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）による規定（市町村障害福祉計画）』に基づき策定するものです。

第1次秩父市総合振興計画を上位計画とし、秩父市地域福祉計画の部門別計画として、福祉・保健・医療という生活関連分野で最も身近な生活に関連する個別計画のひとつとして、障がい者の福祉・保健・医療・雇用・教育・まちづくり等の分野と連携した、地域社会の課題解決に向けた計画として策定しています。

また、国の障害者基本計画（第3次）、県の第4期埼玉県障害者支援計画との整合性を図った計画とします。

図表1-1 秩父市障がい者福祉計画の位置づけ



4 計画の期間

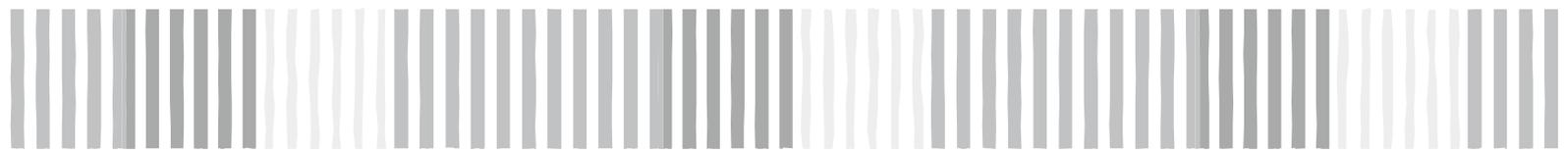
『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）』に基づく障がい福祉計画は、厚生労働省が示す基本指針の定めるところにより、第三期計画が平成26年度で終了することから、第四期秩父市障がい福祉計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間となります。

また、障害者基本法に基づく秩父市障がい者福祉計画は、障がい福祉計画と一体的に策定します。

なお、策定後の制度改正、福祉・保健・医療等の社会経済情勢の変化により、必要に応じて見直しを行います。

図表1-2 秩父市障がい者福祉計画の期間

年度	平成24 (2012)年	平成25 (2013)年	平成26 (2014)年	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年
障がい者 福祉計画	第三期計画			第四期計画		



第2章 秩父市の障がい者をめぐる状況



第2章 秩父市の障がい者をめぐる状況

1 障がい者の状況

(1) 身体障がい者の状況

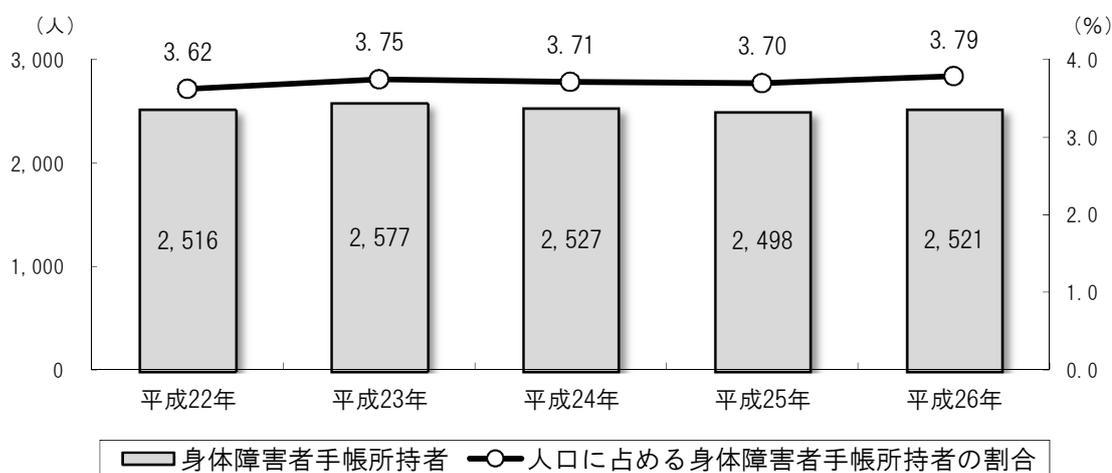
秩父市の人口は減少している一方で、身体障害者手帳を所持している人の数及び人口に対する割合は横ばいとなっており、平成26年は2,521人で、人口に占める割合は3.79%となっています。

図表2-1 身体障害者手帳所持者数

(各年4月1日現在)

区分	人口(人)	所持者数(人)	割合(%)
平成22年	69,479	2,516	3.62
平成23年	68,701	2,577	3.75
平成24年	68,042	2,527	3.71
平成25年	67,451	2,498	3.70
平成26年	66,485	2,521	3.79

図表2-2 身体障害者手帳所持者の推移



障がい種別でみると、「肢体不自由」が1,402人と最も多く、全体の55.6%を占めています。

等級別でみると、「1級」が802人で全体の31.8%を占め、「2級」の351人（13.9%）と合わせると、重度にあたるのが1,153人（45.7%）となっており、第三期計画の割合（47.4%）より1.7ポイント低下しています。

図表2-3 身体障害者手帳所持者の総合等級から見た障がい種別状況

（平成26年4月1日現在）単位：人

種別 等級	視覚	聴覚・ 平衡	音声・ 言語・ そしゃく	肢体 不自由	内部 障がい	合計
1級	59	7	1	234	501	802
2級	48	43	1	255	4	351
3級	13	27	19	315	72	446
4級	18	41	11	420	149	639
5級	18	0	-	125	-	143
6級	20	67	-	53	-	140
合計	176	185	32	1,402	726	2,521

性別でみると、男性と女性がほぼ同じ割合となっています。

年代別でみると、65歳以上の所持者は1,812人で障がい者全体の71.9%を占め、第三期計画の割合（70.8%）より1.1ポイント上昇しています。また、障がい児は全体の1.5%となっています。

図表2-4 身体障害者手帳所持者の男女・年代別状況

（平成26年4月1日現在）単位：人

性別		男	女	合計
年齢	0～5歳	3	5	8
	6～11歳	8	9	17
	12～14歳	3	3	6
	15～17歳	6	2	8
障がい児数		20	19	39
年齢	18～19歳	2	0	2
	20～29歳	26	18	44
	30～39歳	39	24	63
	40～49歳	75	44	119
	50～59歳	126	97	223
	60～64歳	135	84	219
	65歳以上	869	943	1,812
障がい者数		1,272	1,210	2,482
合計		1,292	1,229	2,521

(2) 知的障がい者の状況

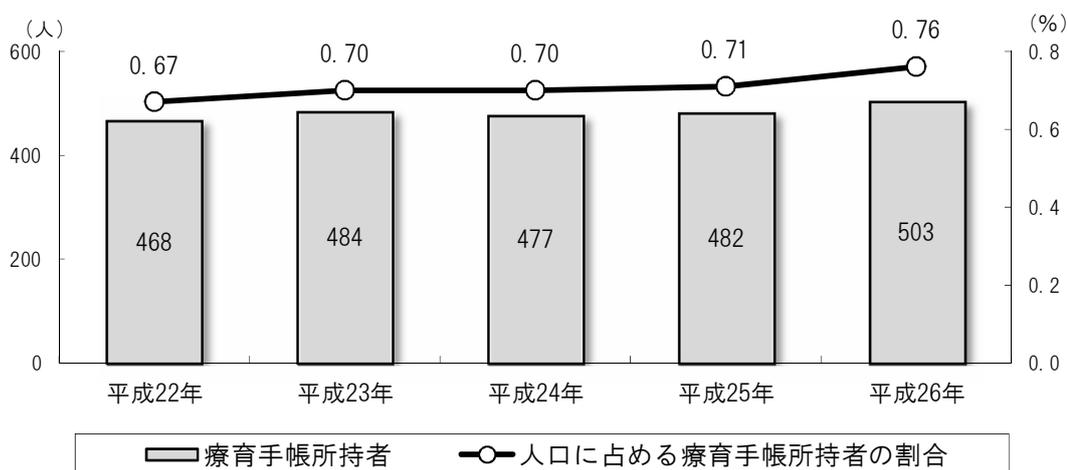
療育手帳を所持している人の数は増加傾向にあり、平成26年は503人で、人口に占める割合は0.76%となっています。

図表2-5 療育手帳所持者数

(各年4月1日現在)

区 分	人口 (人)	所持者数 (人)	割合 (%)
平成22年	69,479	468	0.67
平成23年	68,701	484	0.70
平成24年	68,042	477	0.70
平成25年	67,451	482	0.71
平成26年	66,485	503	0.76

図表2-6 療育手帳所持者の推移



性別でみると、障がい児では男性が全体の69.4%を占め、障がい者では男性が全体の58.8%となっています。年代でみると、障がい児が全体の19.5%を占め、20歳代から40歳代で全体の約半数となっています。

程度区分をみるとB（中度）が最も多く、全体の34.6%となっています。

図表2-7 療育手帳所持者の男女・年代別状況

（平成26年4月1日現在）単位：人

性別 年齢		男	女	合計
	0～5歳	7	5	12
	6～11歳	22	11	33
	12～14歳	9	7	16
	15～17歳	30	7	37
障がい児数		68	30	98
	18～19歳	13	6	19
	20～29歳	59	35	94
	30～39歳	54	25	79
	40～49歳	47	34	81
	50～59歳	32	35	67
	60～64歳	15	9	24
	65歳以上	18	23	41
障がい者数		238	167	405
合計		306	197	503

図表2-8 療育手帳所持者の程度区分状況

（平成26年4月1日現在）単位：人

区分	㊤（最重度）	A（重度）	B（中度）	C（軽度）	合計
18歳未満	23	24	18	33	98
18～39歳	44	51	68	29	192
40～64歳	36	57	68	11	172
65歳以上	8	10	20	3	41
合計	111	142	174	76	503

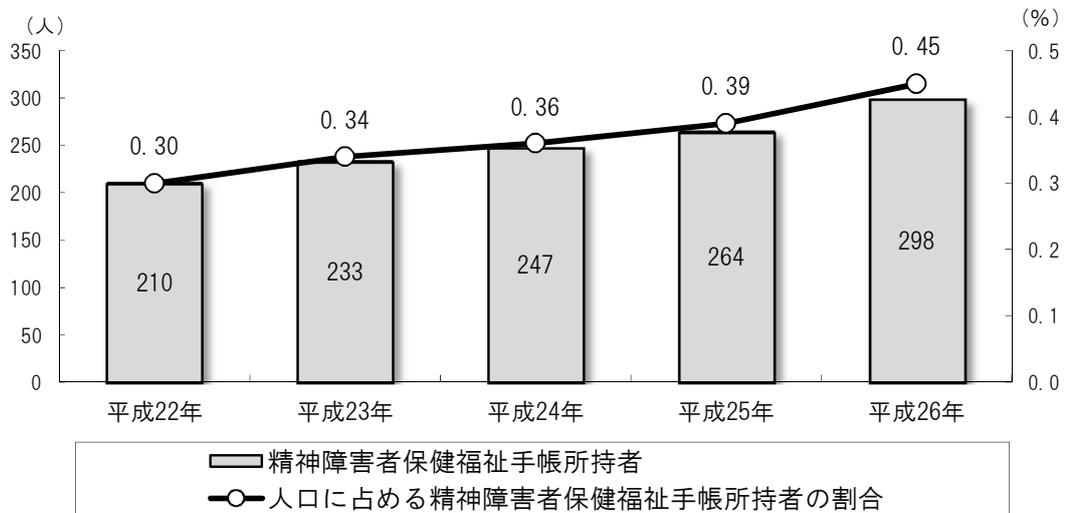
(3) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳を所持している人の数は増加傾向にあり、平成22年から88人増加し、平成26年は298人で、人口に占める割合は0.45%となっています。また、自立支援医療費（精神通院）受給者数も増加傾向にあり、平成26年は640人で、人口に占める割合は0.96%となっています。

図表2-9 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療費（精神通院）受給者数
（各年4月1日現在）

区分	人口（人）	所持者数(人)	割合（％）	自立支援医療費 支給決定者数(人)	割合（％）
平成22年	69,479	210	0.30	569	0.82
平成23年	68,701	233	0.34	581	0.85
平成24年	68,042	247	0.36	592	0.87
平成25年	67,451	264	0.39	604	0.90
平成26年	66,485	298	0.45	640	0.96

図表2-10 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



性別でみると、障がい者では男性が全体の53.3%を占めています。
 程度区分をみると2級が最も多く、全体の65.1%となっています。

図表2-11 『精神障害者保健福祉手帳』所持者の男女・年代別状況
 (平成26年4月1日現在) 単位：人

性別 年齢		男	女	合計
	0～4歳	0	0	0
	5～9歳	0	0	0
	10～14歳	0	0	0
	15～17歳	0	0	0
障がい児数		0	0	0
	18～19歳	1	0	1
	20～29歳	12	18	30
	30～39歳	20	25	45
	40～49歳	43	28	71
	50～59歳	36	34	70
	60～64歳	18	10	28
	65歳以上	29	24	53
障がい者数		159	139	298
合計		159	139	298

図表2-12 『精神障害者保健福祉手帳』所持者の程度区分状況
 (平成26年4月1日現在) 単位：人

区分	1級	2級	3級	合計
18歳未満	0	0	0	0
18～39歳	1	46	29	76
40～64歳	9	115	45	169
65歳以上	14	33	6	53
合計	24	194	80	298

自立支援医療受給者の疾患別でみると、統合失調症*が最も多く、250人前後で推移しています。次いで気分障害（うつ病・躁病等）が多く、平成22年から増加を続け、平成26年は171人となっています。

図表2-13 自立支援医療受給者の疾患別状況

(各年4月1日現在) 単位：人

区分	症状性を含む器質性精神障害 (認知症等)	中毒性精神障害 (アルコール依存・薬物依存等)	統合失調症	気分障害(うつ病・躁病等)	てんかん	神経症・ストレス関連障害	生理的障害及び身体的要因に 関連した行動症候群	成人の人格及び行動の障害	精神遅滞	心理的発達の障害	小児期及び青年期の 行動及び情緒の障害	その他	合計
平成 22年	8	16	249	129	72	68	1	5	16	3	0	2	569
平成 23年	10	19	252	132	55	82	2	5	16	3	0	5	581
平成 24年	9	14	261	141	55	82	1	8	15	5	0	1	592
平成 25年	13	12	253	157	53	79	4	6	13	9	0	5	604
平成 26年	9	11	257	171	52	90	3	6	17	18	0	6	640

(4) 障害支援区分認定の状況

平成26年6月末日現在の障害支援区分認定の状況は、次のとおりです。

図表2-14 障害支援区分の認定状況

(平成26年6月末日現在) 単位：人

区 分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	非該当	合計
身体障がい	5	14	6	3	4	16	21	69
知的障がい	6	21	24	29	24	35	61	200
精神障がい	8	9	7	2	0	0	39	65
身体・知的	0	1	7	4	5	28	3	48
身体・精神	0	0	0	0	0	0	0	0
知的・精神	1	0	1	0	0	0	1	3
身体・知的・ 精神	0	0	0	1	0	0	0	1
合計	20	45	45	39	33	79	125	386

※障害者総合支援法においては、平成26年4月1日より従来の「障害程度区分」から、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す「障害支援区分」に変更されています。

(5) 特定疾患患者の状況

特定疾患等の医療給付を受けている人の数は、特定疾患医療給付については平成25年まで増加傾向にありましたが、平成26年は減少に転じています。

図表2-15 特定疾患等医療給付別受給者数

(各年4月1日現在) 単位：人

区 分	特定疾患医療給付	小児慢性特定疾患 医療給付	先天性血液凝固因子 欠乏症等医療給付	合計
平成22年	363	40	2	405
平成23年	385	40	2	427
平成24年	393	49	4	446
平成25年	416	48	6	470
平成26年	393	46	6	445

障害者総合支援法における難病等の範囲は、平成25年4月から130疾患を対象としています。

また、難病の患者に対する医療等に関する法律が平成26年5月23日に成立し、平成27年1月1日から施行され、医療費助成の対象疾患数自体も56疾患から約300疾患に拡大されることが検討されています。小児慢性特定疾病も同様に拡大予定です。

特定疾患別にみると、平成26年では潰瘍性大腸炎（51人）全身性エリテマトーデス（42人）、強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎（36人）の特定疾患医療受給者が多くなっています。

図表2-16-1 特定疾患医療受給者の疾患別状況（1）

（各年4月1日現在）単位：人

区 分	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
ベーチェット病	9	8	7	7	9
多発性硬化症	8	8	8	9	10
重症筋無力症	16	17	17	17	16
全身性エリテマトーデス	38	40	39	40	42
スモン	1	1	1	1	1
再生不良性貧血	6	6	6	5	6
サルコイドーシス	8	8	8	11	14
筋萎縮性側索硬化症	6	2	1	1	6
強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	34	36	35	38	36
特発性血小板減少性紫斑病	22	25	23	18	17
結節性動脈周囲炎（結節性多発性動脈炎）	2	3	3	4	4
潰瘍性大腸炎	39	40	42	46	51
大動脈炎症候群	2	2	2	2	2
ピュルガー病	1	1	1	1	1
天疱瘡	2	3	3	3	4
脊髄小脳変性症	12	12	11	11	11
クローン病	13	15	15	14	14
難治性肝炎のうち劇症肝炎	0	0	0	0	0
悪性関節リウマチ	3	3	2	2	2
パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病）	24	31	35	35	33
アミロイドーシス	0	1	0	0	0
後縦靭帯骨化症※1	3	4	5	7	7
ハンチントン病	1	0	0	0	0
モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）	10	11	11	12	15
ウェグナー肉芽腫症	1	0	0	0	0
特発性拡張型（うっ血）心筋症	7	8	7	6	4
多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）	3	3	5	5	6
表皮水疱症（接合部型、栄養障害型）	0	0	0	0	0
膿疱性乾癬	2	2	2	2	1
広範脊柱管狭窄症	2	3	4	4	5
原発性胆汁性肝硬変	13	13	13	18	20
重症急性膵炎	0	0	2	0	0
特発性大腿骨頭壊死症	4	4	6	8	10
混合性結合組織病	3	4	4	5	6

図表2-16-2 特定疾患医療受給者の疾患別状況（2）

（各年4月1日現在）単位：人

区 分	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	
原発性免疫不全症候群	2	1	1	1	1	
特発性間質性肺炎	4	5	6	5	5	
網膜色素変性症	13	12	11	13	12	
プリオン病	0	0	0	0	1	
肺動脈性肺高血圧症※2	1	1	1	1	1	
神経線維腫症	0	0	1	1	2	
亜急性硬化性全脳炎	0	0	0	0	0	
バッド・キアリ症候群	0	0	0	0	0	
慢性血栓塞栓性肺高血圧症※3	0	0	1	2	2	
ライソゾーム病	0	0	0	0	0	
副腎白質ジストロフィー	0	0	0	0	0	
家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）※4	0	0	0	0	0	
脊髄性筋萎縮症※4	0	0	0	0	0	
球脊髄性筋萎縮症※4	0	0	0	0	0	
慢性炎症性脱髄性多発神経炎※4	0	1	1	1	1	
肥大型心筋症※4	2	2	4	6	6	
拘束型心筋症※4	0	0	0	0	0	
ミトコンドリア病※4	0	0	0	1	2	
リンパ脈管筋腫症（LAM）※4	0	0	1	1	1	
重症多形滲出性紅斑（急性期）※4	0	0	0	0	0	
黄色靱帯骨化症※4	0	1	1	1	1	
間脳下垂体機能障害（PRL分泌異常症、ゴナドトロピン分泌異常症、ADH分泌異常症、下垂体性TSH分泌異常症、クッシング病、先端巨大症、下垂体機能低下症）※4	0	2	1	3	4	
埼玉県 単独 疾患	溶血性貧血	1	0	0	0	0
	橋本病※5	44	45	45	47	0
	特発性好酸球增多症候群	0	0	0	0	0
	脊髄空洞症	1	1	1	1	1
	原発性慢性骨髄線維症※6	0	0	0	0	0
原発性抗リン脂質抗体症候群※7	0	0	0	0	0	
合計	363	385	393	416	393	

※1：平成20年10月に疾患名改正。旧疾患名は「脊柱靱帯骨化症」。

※2：平成21年10月に疾患名改正。旧疾患名は「原発性肺高血圧症」。

※3：平成21年10月に疾患名改正。旧疾患名は「特発性慢性肺血栓塞栓症（肺高血圧型）」。

※4：平成21年10月30日より疾患に追加。

※5：平成25年10月より認定基準変更。

※6：平成20年10月より疾患に追加。

※7：平成21年10月より疾患に追加。

小児慢性特定疾患医療費給付は、平成26年では46人となっています。

図表2-17 小児慢性特定疾患医療費給付受給者の疾患別状況

(各年4月1日現在) 単位：人

区 分	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
悪性新生物 (白血病、悪性細網症、ウィルムス腫瘍等)	2	3	4	5	6
慢性腎疾患 (ネフローゼ症候群、慢性糸球体腎炎、水腎症等)	6	7	8	8	7
慢性呼吸器疾患 (アレルギー性気管支炎、気管狭窄、気管支喘息等)	1	1	3	3	3
慢性心疾患 (心室中核欠損症、慢性心筋炎、ファロー四徴症等)	10	7	8	10	7
内分泌疾患 (下垂体機能低下症、クレチン病、バセドウ病等)	14	14	16	14	13
膠原病 (川崎病性冠動脈病変、若年性関節リウマチ等)	1	1	1	0	0
糖尿病 (I型糖尿病、II型糖尿病等)	3	3	3	3	5
先天性代謝異常 (シスチン尿症、ウィルソン病等)	0	0	0	0	0
血友病等血液・免疫疾患 (悪性貧血、先天性血液凝固異常症等)	2	3	3	2	2
神経・筋疾患 (ウェスト症候群、結節性硬化症等)	1	1	2	2	2
慢性消化器疾患 (肝硬変、先天性胆道閉鎖症等)	0	0	1	1	1
合計	40	40	49	48	46

(6) 秩父特別支援学校及び郡市内の特別支援学級在籍者数

(H26年7月現在) 単位：人

	小学						中学			高等部		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年
知的障がい	5	1	5	7	5	4	9	6	7	15	21	15
肢体不自由	2	7	2	0	1	1	2	1	0	0	0	0
医療的ケアを 必要とする者		(5)			(1)		(2)					
合計	7	8	7	7	6	5	11	7	7	15	21	15

合計116人

2 障害福祉サービスの状況

(1) 障害福祉サービス事業所等の状況

秩父市内には、埼玉県指定を受けている訪問系サービスの事業所が22か所、日中活動サービスの事業所数が、42か所（定員数579人）、居住系サービスの事業所数は30か所（定員数169人）あります。

図表2-18 訪問系サービスの状況

（平成26年4月1日現在）

施設種別	事業所数	定員（人）
居宅介護	8	-
重度訪問介護	8	-
同行援護	5	-
行動援護	1	-
重度障害者等包括支援	0	-
合計	22	-

図表2-19 日中活動系サービスの状況

（平成26年4月1日現在）

施設種別		事業所数	定員（人）
日中活動系サービス	短期入所	2	-
	生活介護	4	170
	療養介護	0	-
	自立訓練（機能訓練）	0	-
	自立訓練（生活訓練）	1	25
	宿泊型自立訓練	1	30
	就労移行支援	1	10
	就労継続支援（A型）	0	-
	就労継続支援（B型）	4	120
支援事業 地域生活	地域活動支援センター	1	20
	日中一時支援事業	8	-
合計		22	375

図表2-20 居住系サービスの状況

(平成26年4月1日現在)

施設種別	事業所数	定員(人)
共同生活援助(グループホーム)	29	139
施設入所支援	1	30
合計	30	169

※平成26年4月から共同生活介護(ケアホーム)が共同生活援助(グループホーム)に一元化されています。

図表2-21 計画相談支援サービスの状況

(平成26年4月1日現在)

施設種別	事業所数	定員(人)
計画相談支援	4	-
地域移行支援	3	-
地域定着支援	3	-
合計	10	-

(2) 障害福祉サービス別の受給状況

障害福祉サービス別の平成26年4月の支給決定者数及び受給者数は、次のとおりです。

図表2-22 障害福祉サービス別支給決定者・受給者数

単位：人

サービス機能	サービス種類	平成26年4月	
		支給決定者数	受給者数
訪問系サービス	居宅介護	79	69
	重度訪問介護	7	4
	同行援護	10	6
	行動援護	26	16
	重度障害者等包括支援	0	0
日中活動系サービス	短期入所	60	19
	生活介護	157	146
	療養介護	10	10
	自立訓練（機能訓練）	2	1
	自立訓練（生活訓練）	30	23
	宿泊型自立訓練	18	15
	就労移行支援	13	13
	就労継続支援（A型）	0	0
	就労継続支援（B型）	122	110
居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）	94	85
	施設入所支援	60	57
相談支援サービス	計画相談支援	194	194
	地域移行支援	0	0
	地域定着支援	0	0
合計		882	768

(3) 地域生活支援事業の利用状況

本市で実施する地域生活支援事業の実施箇所数及び利用実績は、次のとおりです。

図表2-23-1 地域生活支援事業の実施箇所数・利用実績

[必須事業]

事業名		平成26年6月1日現在	
		実施箇所数	利用実績
理解促進研修・啓発事業		-	-
自発的活動支援事業		2	-
相談支援事業	相談支援事業	4	575人 (登録者数)
	ア) 障がい者相談支援事業	3	575人 (登録者数)
	イ) 地域自立支援協議会	1	-
	基幹相談支援センター等機能強化事業	3	575人 (登録者数)
	住宅入居等支援事業	3	575人 (登録者数)
成年後見制度利用支援事業		1	1人
成年後見制度法人後見支援事業		1	3人
意思疎通支援事業		1	11人
日常生活用具給付事業		22	156件
手話奉仕員要請研修事業		1	13人
移動支援事業		11	67人 (延べ利用人数)
地域活動支援センター機能強化事業		1	156人 (登録者数)

図表2-23-2 地域生活支援事業の実施箇所数・利用実績

[任意事業]

事業名		平成26年6月1日現在	
		実施箇所数	利用実績
日常生活支援	訪問入浴サービス	1	5人
	生活訓練等	1	4人
	日中一時支援	8	10人
社会参加支援	点字・声の広報等発行	1	17人
	奉仕員要請研修	1	20人
	自動車運転免許取得・改造助成	-	0人
権利擁護支援	障害者虐待防止対策支援	3	0人
就業・就労支援	知的障害者職親委託	2	2人

(4) 地域生活支援事業以外の事業の利用状況

本市で実施する地域生活支援事業以外の事業の実施箇所数及び利用実績は、次のとおりです。

図表2-24 地域生活支援事業以外の事業の実施箇所数・利用実績

サービス種類	平成25年度実績	
	実施箇所数	利用実績
障害児（者）生活サポート事業	4	11,870件 (延べ利用件数)
難病*患者通院交通費補助事業	-	209件 (延べ利用件数)
重度障害者居宅改善整備事業	-	0
在宅酸素療法者酸素濃縮装置利用給付金交付事業	-	69人 (利用人数)
福祉タクシー利用補助金事業	376	444人 (利用人数)
紙おむつ支給事業	1	2人 (利用人数)
障がい者相談員	12人	245件 (活動実績)

(5) 障がい児通所支援サービスの状況

秩父市には児童発達支援事業所が1か所あり、放課後等デイサービス事業所は設置されておられません。

図表2-25 障がい児通所事業所の状況

施設種別	平成25年度実績	
	事業所数	定員(人)
児童発達支援	1	20
放課後等デイサービス	-	0

図表2-26-1 障がい児通所サービス別支援給付決定者・受給者

サービス種類	平成26年4月1日現在	
	支給決定者数(人)	受給者数(人)
児童発達支援	21	21
放課後等デイサービス	-	0

図表2-26-2 星の子教室の受入数

(H26年7月現在)

	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
知的障がい	4	6	11	6
肢体不自由		1	4	1
医療的ケアを必要とする者			(1)	
合計	4	7	15	7

合計33人

3 第三期障がい者福祉計画の進捗状況

『第三期障がい者福祉計画』では、国の基本指針に基づき、障がい者の地域生活への移行と就労支援に関する目標をそれぞれ定め、平成26年度を最終目標年度として、取り組むことが求められています。

(1) 施設入所者の地域生活への移行に関する目標

【第三期計画の目標値】

本市では平成17年10月1日時点の施設入所者数の30%が地域に移行するとともに、施設の入所者数を16.3%削減することを目標としてきました。

図表2-27 入所施設の入所者の地域生活への移行に関する目標値

項目	第三期計画 目標値	実績	備考
施設入所者数 (A)	92人	92人	平成17年10月1日現在の入所者数
平成26年度末入所者数 (B)	77人	59人	平成25年度末時点の利用人員
削減見込者数 (A-B)	15人 (16.3%)	33人 (35.9%)	差引減少者数
地域生活移行者数	28人	21人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数

【目標達成のための今後の課題】

福祉施設から地域に居住の場を確保し、その地域生活を定着させるためには、障がい者が地域生活をおくる上で必要な生活習慣や生活能力を身につけるための支援を重視し、入所している段階から積極的に取り組むことが必要です。

あわせて、地域生活において、障がい者がそれぞれの希望や特性に合った日中活動が可能となるような場の確保、また、住まいの場であるグループホームとなる建物の確保や一般住宅の改善等が必要です。そのためには、地域住民に障がいや障がい者に対する理解を進め、地域ぐるみで障がい者の地域生活を支えていくことが大切と考えております。

(2) 退院可能な精神障がい者の地域生活への移行

【第三期計画の目標値】

退院可能な精神障がい者の地域移行者数は、平成17年10月1日時点の精神科病院からの退院者数をこれまでの実績及び地域の実情を踏まえて平成26年度末までに削減することとしており、本市においては、平成26年度末における退院可能精神障がい者数の減少目標値を6人と設定しました。

図表2-28 退院可能精神障がい者の地域生活への移行に関する目標値

項 目	第三期計画目標値	実 績	備 考
平成17年10月1日現在の退院可能精神障がい者数	8人	8人	
退院数	6人	6人	平成25年度末までの退院者数

【目標達成のための今後の課題】

第三期計画目標値を達成している状況です。今後さらに保健、医療、福祉等の関係機関の連携を強化し、退院可能な精神障がい者が退院できるよう、地域における受け皿の確保及び地域理解の促進を図る必要があります。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

【第三期計画の目標値】

就労移行支援事業等を利用して、福祉施設から一般就労する者の数は4人と設定しています。

図表2-29 福祉施設から一般就労への移行に関する目標値

項目	第三期計画 目標値	実績	備考
平成17年度の一般就 労移行者数	1人	1人	平成17年度において福祉施設を 退所し、一般就労した者の数
平成26年度の年間 一般就労移行者数	4人	3人	平成25年度において福祉施設を 退所し、一般就労した者の数

【目標達成のための今後の課題】

障がい者の一般就労を促進するためには、コーディネーターによる雇用の場の開拓を進めるほか、職場適応援助者（ジョブコーチ）*の派遣や能力開発、訓練・実習の機会の拡充に努める必要があります。また、事業所や公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター等の福祉・労働の関係機関との連携体制を整備充実させること等、障がい者の一般就労に向けた総合的な支援システムを機能させていく必要があります。

4 障害福祉サービスの第三期計画の目標値と実績

(1) 訪問系サービス

図表2-30 訪問系サービスの目標値と実績値

サービス 区分	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度(見込)		
		第三期 目標値	実績値	達成率 (%)	第三期 目標値	実績値	達成率 (%)	第三期 目標値	実績値	達成率 (%)
訪問系 サービス	時間/ 月	1,340	1,160	86.6	1,450	1,128	77.8	1,540	1,118	72.6
(実利用人数)	人/月	75	91	121.3	83	93	112.0	90	94	104.4

(2) 日中活動系サービス

図表2-31 日中活動系サービスの目標値と実績値

サービス区分	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度(見込)		
		第三期目標値	実績値	達成率(%)	第三期目標値	実績値	達成率(%)	第三期目標値	実績値	達成率(%)
①生活介護	人日/月	2,850	2,912	102.2	2,945	2,864	97.2	3,040	2,990	98.4
(実利用人数)	人/月	150	153	102.0	155	147	94.8	160	146	91.3
②自立訓練 (機能訓練)	人日/月	40	12	30.0	40	16	40.0	40	21	52.5
(実利用人数)	人/月	5	1	20.0	5	1	20.0	5	1	20.0
③自立訓練 (生活訓練)	人日/月	630	387	61.4	630	235	37.3	630	245	38.9
(実利用人数)	人/月	35	33	94.3	35	26	74.3	35	23	65.7
④宿泊型 自立訓練	人日/月	620	494	79.7	620	414	66.8	620	308	49.7
(実利用人数)	人/月	20	17	85.0	20	14	70.0	20	11	55.0
⑤就労移行 支援	人日/月	400	265	66.3	400	188	47.0	400	196	49.0
(実利用人数)	人/月	20	16	80.0	20	12	60.0	20	11	55.0
⑥就労継続 支援(B型)	人日/月	1,615	1,853	114.7	1,700	2,074	122.0	1,785	2,145	120.2
(実利用人数)	人/月	95	102	107.4	100	114	114.0	105	110	104.8
⑦療養介護	人日/月	31	273	880.6	31	267	861.3	31	284	916.1
(実利用人数)	人/月	1	9	900.0	1	9	900.0	1	10	1000.0
⑧短期入所	人日/月	230	239	103.9	260	263	101.2	280	279	99.6
(実利用人数)	人/月	17	17	100.0	19	17	89.5	21	19	90.5

(3) 居住系サービス

図表2-32 居住系サービスの目標値と実績値

サービス区分	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度(見込)		
		第三期目標値	実績値	達成率(%)	第三期目標値	実績値	達成率(%)	第三期目標値	実績値	達成率(%)
①共同生活援助	人/月	55	71	129.1	60	80	133.3	65	87	133.8
②施設入所支援	人/月	73	63	86.3	75	59	78.7	77	57	74.0

(4) 相談支援サービス

図表2-33 サービス利用計画作成の目標値と実績値

サービス区分	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度(見込)		
		第三期 目標値	実績値	達成率 (%)	第三期 目標値	実績値	達成率 (%)	第三期 目標値	実績値	達成率 (%)
①計画相談支援	人/月	21	6	28.6	42	27	64.3	63	101	160.3
②地域移行支援	人/月	2	0	0	3	0	0	3	1	33.3
③地域定着支援	人/月	2	0	0	3	0	0	3	1	33.3

(5) 障がい児通所支援

図表2-34 障がい児通所支援サービスの目標値と実績値

サービス 区分	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度(見込)		
		第三期 目標値	実績値	達成率 (%)	第三期 目標値	実績値	達成率 (%)	第三期 目標値	実績値	達成率 (%)
①児童発達 支援	人日/月	130	85	65.4	130	80	61.5	130	100	76.9
(実利用人数)	人/月	25	22	88.0	25	16	64.0	25	18	72.0
②放課後等デ イサービス	人日/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(実利用人数)	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(6) 地域生活支援事業の目標値と実績

図表2-35 相談支援事業等の目標値と実績値

単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度(見込)		
	第三期 目標値	実績値	達成率 (%)	第三期 目標値	実績値	達成率 (%)	第三期 目標値	実績値	達成率 (%)
か所	7	4	57.1	7	4	57.1	7	4	57.1

図表2-36 成年後見制度利用支援事業の目標値と実績値

単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度(見込)		
	第三期 目標値	実績値	達成率 (%)	第三期 目標値	実績値	達成率 (%)	第三期 目標値	実績値	達成率 (%)
人/年	1	0	0	3	2	66.7	5	3	60.0

図表2-37 コミュニケーション支援事業の目標値と実績値

単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度(見込)		
	第三期 目標値	実績値	達成率 (%)	第三期 目標値	実績値	達成率 (%)	第三期 目標値	実績値	達成率 (%)
人/月	9	8	88.9	9	11	122.2	10	11	110.0

図表2-38 日常生活用具給付事業の目標値と実績値

サービス区分	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度(見込)		
		第三期 目標値	実績値	達成率 (%)	第三期 目標値	実績値	達成率 (%)	第三期 目標値	実績値	達成率 (%)
①介護・訓練支援用具	件/年	5	6	120.0	5	3	60.0	5	6	120.0
②自立生活支援用具	件/年	18	20	111.1	18	12	66.7	19	20	105.3
③在宅療養等支援用具	件/年	7	8	114.3	7	13	185.7	10	12	120.0
④情報・意思疎通支援用具	件/年	18	13	72.2	18	19	105.6	20	20	100.0
⑤排泄管理支援用具	件/年	1,050	1,408	134.1	1,060	1,455	137.3	1,070	1,450	135.5
⑥居宅生活動作補助用具	件/年	2	2	100.0	2	0	0.0	2	1	50.0

図表2-39 移動支援事業の目標値と実績値

サービス区分	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度(見込)		
		第三期 目標値	実績値	達成率 (%)	第三期 目標値	実績値	達成率 (%)	第三期 目標値	実績値	達成率 (%)
実利用者数	人/月	53	61	115.1	56	64	114.3	60	65	108.3
延べ利用時間数	時間/月	315	386	122.5	320	393	122.8	330	415	125.8

図表2-40 地域活動支援センターの目標値と実績値

サービス区分	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度(見込)		
		第三期 目標値	実績値	達成率 (%)	第三期 目標値	実績値	達成率 (%)	第三期 目標値	実績値	達成率 (%)
実利用者数	人/月	20	20	100.0	20	20	100.0	20	20	100.0
延べ利用者数	人/月	120	124	103.3	120	88	73.3	120	120	100.0

図表2-41 生活支援事業（訪問入浴サービス）の目標値と実績値

単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度(見込)		
	第三期 目標値	実績値	達成率 (%)	第三期 目標値	実績値	達成率 (%)	第三期 目標値	実績値	達成率 (%)
人/月	6	4	66.7	6	5	83.3	7	5	71.4

図表2-42 日中一時支援事業の目標値と実績値

単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度(見込)		
	第三期 目標値	実績値	達成率 (%)	第三期 目標値	実績値	達成率 (%)	第三期 目標値	実績値	達成率 (%)
人/月	10	9	90.0	10	11	110.0	11	13	118.2

(7) 障がい者福祉施設の目標値と実績

図表2-43 障がい者福祉施設事業（重度心身障がい者通所施設）の目標値と実績値

単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度(見込)		
	第三期 目標値	実績値	達成率 (%)	第三期 目標値	実績値	達成率 (%)	第三期 目標値	実績値	達成率 (%)
人/月	8	8	100.0	9	7	77.8	10	7	70.0

5 障がい福祉に関するアンケート結果の概要

秩父市では、第四期秩父市障がい者福祉計画の策定にあたり、障がいのある人（障がい児を含む）の生活実態や障害福祉サービスに対する評価、今後の施策ニーズ等を把握し、検討の基礎資料とすることを目的に、アンケート調査を実施しました。

（1）調査設計

① 調査対象者

市内在住の障害者手帳所持者及び特定疾患医療受給者から、無作為に以下の人数を抽出しました。

①身体障害者手帳所持者	731人	
②療育手帳所持者	166人	
③精神障害者保健福祉手帳所持者	103人	
④特定疾患医療受給者	78人	合計1078人

② 調査方法

郵送による配布、郵送による回収

③ 調査期間

平成26年6月9日から6月30日まで

平成26年9月9日から9月30日まで（特定疾患医療受給者）

④ 調査内容

①あなたご自身について	⑦外出について
②生活の場について	⑧悩みごとや相談について
③サービスに対する満足度について	⑨健康について
④保育・教育について	⑩地域生活について
⑤仕事について	⑪防犯・防災時の備えについて
⑥経済状況について	⑫希望・要望について

（2）回収状況

	配布数	回収数	回収率
①身体障害者手帳所持者	731	502	68.7
②療育手帳所持者	166	64	38.6
③精神障害者保健福祉手帳所持者	103	65	63.1
④特定疾患医療受給者	78	46	59.0
合計	1078	677	62.8

(3) 調査結果のまとめ

この項では、「身体障害者手帳所持者」を「身体障がい者」、「療育手帳所持者」を「知的障がい者」、「精神障害者保健福祉手帳所持者」を「精神障がい者」と表記しています。また、調査結果のまとめに関する主なデータについては、資料編「アンケート調査結果概要（P94～）」に掲載しています。

■住まいや暮らしについて

『現在の暮らし方』

身体障がい者では、「家族と暮らしている」が71.3%で最も多く、「一人で暮らしている」が13.7%となっています。

知的障がい者では、「家族と暮らしている」が70.3%で最も多く、「グループホームで暮らしている」が14.1%となっています。

精神障がい者では、「家族と暮らしている」が58.5%で最も多く、「一人で暮らしている」が18.5%となっています。

難病患者では、「家族と暮らしている」が85.7%で最も多く、「一人で暮らしている」「病院に入院している」がともに4.1%となっている。

『地域生活への移行希望（福祉施設入所者、病院入院者）』

現在、「福祉施設で暮らしている」「病院に入院している」人の地域での生活希望は、「今のまま生活したい」が41.8%で最も多く、「家族と一緒に生活したい」が21.8%、「病院に入院している」が18.2%となっています。

『地域で生活するために必要な支援』

身体障がい者では、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」「必要な在宅サービスが適切に利用できること」「障害者に適した住居の確保」が各51.3%で最も多くなっています。

知的障がい者では、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」「障害者に適した住居の確保」「必要な在宅サービスが適切に利用できること」「経済的な負担の軽減」「相談対応等の充実」が各66.7%となっています。

精神障がい者では、「生活訓練等の充実」「経済的な負担の軽減」が各50.0%で最も多くなっています。

難病患者では、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」「障害者に適した住居の確保」「必要な在宅サービスが適切に利用できること」「経済的な負担」「地域住民等の理解」が各66.7%となっています。

■日中活動や就労について

『1週間の外出頻度』

身体障がい者では、「1週間に数回外出する」が43.0%で最も多く、「毎日外出する」が25.1%となっています。また、「めったに外出しない」が18.1%となっています。

知的障がい者では、「毎日外出する」が56.3%で最も多く、「1週間に数回外出する」が31.3%となっています。

精神障がい者では、「1週間に数回外出する」が41.5%で最も多く、「毎日外出する」が30.8%となっています。

難病患者では、「1週間に数回外出する」が46.9%で最も多く、「毎日外出する」が40.8%となっています。

『外出時の困りごと』

身体障がい者では、「道路や駅に階段や段差が多い」が25.4%で最も多く、「列車やバスの乗り降りが困難」が17.6%、「公共交通機関が少ない(ない)」が17.1%となっています。

知的障がい者では、「困った時にどうすればいいのか心配」が33.3%で最も多く、「切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい」「外出にお金がかかる」がともに22.2%となっています。

精神障がい者では、「外出にお金がかかる」が22.4%で最も多く、「公共交通機関が少ない(ない)」が20.7%、「困った時にどうすればいいのか心配」が19.0%となっています。

難病患者では、「公共交通機関が少ない(ない)」が25.0%で最も多く、「外出にお金がかかる」が18.2%となっています。

『平日の日中の過ごし方』

身体障がい者では、「自宅で過ごしている」が43.0%で最も多く、「会社勤めや、自営業、家業など、収入を得て仕事をしている」が11.0%、「専業主婦(主夫)をしている」が9.2%となっています。

知的障がい者では、「福祉施設、作業所等に通っている」が48.4%で最も多く、「会社勤めや、自営業、家業など、収入を得て仕事をしている」が12.5%、「自宅で過ごしている」が9.4%となっています。

精神障がい者では、「自宅で過ごしている」が26.2%で最も多く、「福祉施設、作業所等に通っている」が18.5%、「会社勤めや、自営業、家業など、収入を得て仕事をしている」が9.2%となっています。

難病患者では、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が32.7%と最も多く、「自宅で過ごしている」が20.4%、「専業主婦(主夫)をしている」が16.3%となっています。

『就労するために必要な支援』

身体障がい者では、「職場の障害者理解」が19.9%で最も多く、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が17.9%となっています。

知的障がい者では、「職場の障害者理解」が59.4%で最も多く、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が53.1%となっています。

精神障がい者では、「職場の障害者理解」が41.5%で最も多く、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が33.8%となっています。

難病患者では、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が30.6%で最も多く、「通勤手段の確保」「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が22.4%となっています。

■障害福祉サービスの利用について

『障害福祉サービスの今後の利用意向』

身体障がい者では、「相談支援」が22.7%、「短期入所」が20.5%、「居宅介護」が20.1%となっています。

知的障がい者では、「相談支援」が40.6%、「就労継続支援」「共同生活援助」がともに32.8%となっています。

精神障がい者では、「相談支援」が38.5%、「自立訓練」「就労継続支援」がともに26.2%となっています。

難病患者では、「居宅介護」が22.4%、「重度訪問介護」「重度障害等包括支援」が各20.4%となっています。

■権利擁護等について

『情報の入手先』

身体障がい者では、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が33.9%で最も多く、「家族や親せき、友人・知人」が32.7%、「行政機関の広報誌」が30.7%となっています。

知的障がい者では、「家族や親せき」が32.8%で最も多く、「サービス事業所の人や施設職員」が31.3%、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が29.7%となっています。

精神障がい者では、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が27.7%、「家族や親せき、友人・知人」「かかりつけの医師や看護師」がともに24.6%となっています。

難病患者では、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」「行政機関の広報誌」がともに46.9%で最も多く、「家族や親せき、友人・知人」が24.5%となっています。

『成年後見制度の周知』

成年後見制度の「名前も内容も知っている」割合は、身体障がい者では19.5%、知的障がい者では21.9%、精神障がい者では16.9%、難病患者では、20.4%となっています。「内容も名前も知らない」割合は、身体障がい者では29.7%、知的障がい者では31.3%、精神障がい者では46.2%、難病患者では32.7%となっています。

■災害時の避難等について

『火事や地震等の災害時に困ること』

身体障がい者では、「投薬や治療が受けられない」が44.6%で最も多く、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が44.4%、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が40.4%となっています。

知的障がい者では、「安全なところまで、迅速に避難することができない」「周囲とコミュニケーションがとれない」がともに53.1%で最も多く、「救助を求めることができない」が50.0%、「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」が45.3%となっています。

精神障がい者では、「投薬や治療が受けられない」が50.8%で最も多く、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が36.9%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が27.7%となっています。

難病患者では、「投薬や治療が受けられない」が67.3%で最も多く、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が32.7%、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が28.6%となっています。

6 ヒアリング調査の概要

秩父市では、第四期秩父市障がい者福祉計画の策定にあたり、障がいのある人と関係のある団体、事業所に対してヒアリング調査を行いました。

(1) 調査設計

① 調査対象者

秩父郡市内にある22ヶ所の関係団体、事業所

② 調査方法

郵送による配布、郵送による回収

③ 調査期間

平成26年9月30日から10月17日まで

④ 調査内容

①活動内容や日常の活動における問題点や今後の課題について
②障害者総合支援法に関する今後予測される課題について
③秩父市の障がい福祉サービスについての問題点、また必要なサービスについて
④サービスの情報提供や、相談体制について、不足していることや今後取り組むべきことについて
⑤就労支援としての課題や必要な団体としての必要な活動について
⑥教育支援の課題や団体として必要な活動について
⑦障がい者が快適に外出するために必要なことについて
⑧その他

(2) 回収状況

送付した22団体全てから回答をいただきました。
頂いた意見を元に今回の計画を策定しています。

7 第四期障がい者福祉計画・障がい福祉計画に向けた課題

本市の障がいのある方の動向や国等における障がい福祉施策の現状等を踏まえ、第四期障がい者福祉計画・障がい福祉計画に向けての課題を整理します。

(1) 障がい及び障がいのある方に関する理解と啓発

障がいのある方の暮らしやすい社会をつくるためには、障がいや障がいのある方に対する地域の理解を進める必要があります。『障害者差別解消法』（障害を理由とする差別の解消）が制定されたことを踏まえ、障がいのある方の身近な家族や支援者だけでなく、一般市民が障がいのある方と実際に交流できるような機会を設けることや、障がいに対する啓発事業を推進することにより、障がいによって社会参加が妨げられることなく、あらゆる人と共存できる社会づくりを目指すことが大切です。

(2) 障がいのある方の就労を支援する仕組みの強化

労働政策等との連携を強化することにより、障がいのある方の一般就労についてはある程度の成果が見られていますが、障がいのある方の希望や適性、能力に合った就労が十分にできているとはいえません。そのため、事業主の障がいのある方の雇用に対する理解を進めることによって、障がいのある方の働ける場の開拓や、実際に就労した障がいのある方の職場定着を支援する関係機関の連携をより強化する必要があります。

(3) 多様化する障がいとニーズに対する支援の充実

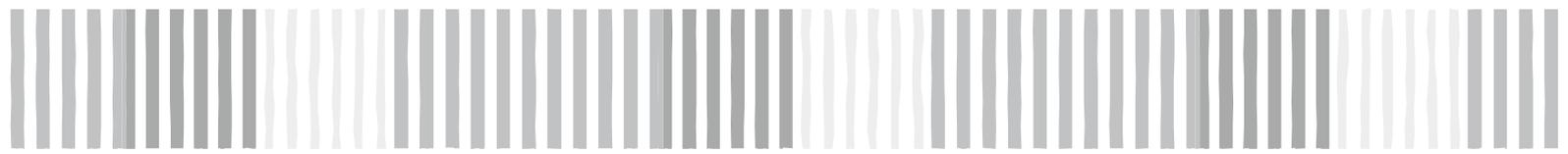
『障害者総合支援法』の成立により、発達障がい支援の対象に含まれることが明示されるようになりました。また、精神障がいや知的障がいの中に発達障がいや高次脳機能障がいがあることや難病等、地域生活をおくる上で支援を必要とするさまざまな人がいることが、一般に認知されるようになってきました。障がいの多様化とともに支援ニーズは多岐に渡ることから、さまざまな障がいの特性を踏まえた、幼少期から学齢期、成人期にかけての一貫した切れ目のない総合的な支援体制の充実が求められています。

(4) サービスを担う人材等の養成及び確保

障がい福祉サービスを担う人材の確保は、障がい福祉サービス事業者にとって大きな課題となっています。また、サービス従事者は人の生命や生活に深く関わることからサービス従事者の資質の向上は、より良いサービスの提供につながり重要です。また、身近な理解者・支援者であるボランティアの育成や、育成後の活動支援について力を入れる必要があります。

(5) 災害時における安全確保体制の構築

地域住民等の協力により、地域での防災体制の整備は進んでいますが、近年の自然災害により、障がいのある方の救助・避難について体制の見直しが迫られています。特に、自ら救助を求めることができない方や、避難先での設備の不便さや周りの人に迷惑をかけることを不安に思う方やその家族がいるため、障がいのある方の身の安全を確保できる体制を構築することが急務となっています。



第3章 計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

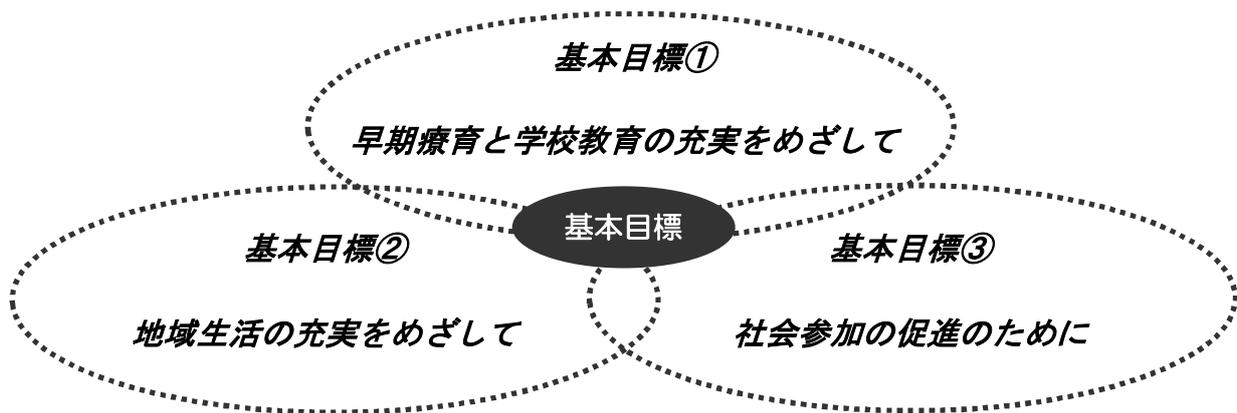
本計画では、障害者基本法の基本理念を踏まえ、障がいを問わず誰もが分け隔てなく互いに支え合い、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活していける社会をめざし、新市まちづくり計画の「いつまでも安心して住み続けられる 助けあい温もりのまち」を基本理念として、障がい者に関する施策の推進を図ります。

※新市まちづくり計画とは平成17年4月の市町村合併に際し策定されたもので、第1次秩父市総合振興計画の基となるものです。

**いつまでも安心して住み続けられる
助けあい温もりのまち**

2 計画の基本目標

計画策定の基本目標については、基本理念をさらに発展させ、「早期療育*と学校教育の充実をめざして」、「地域生活の充実をめざして」、「社会参加の促進のために」とします。



基本目標①

早期療育と学校教育の充実をめざして

子どもの健やかな成長を育むためには、障がいの早期発見・早期療育が大切です。成長のあらゆる段階において、障がいのある子の個性が尊重され、その能力を十分に発揮できるよう、関係機関の協力のもとに、一人ひとりに合った療育指導を充実させます。また、障がいの有無を問わず、地域の子どもと一緒に成長できる場として、統合保育*の推進を図ります。

あわせて、学校教育の場では相談・支援体制の充実に努め、地域の教育機関をはじめとする関係機関との連携によって、適切な教育を受けられる体制づくりを目指します。

基本目標②

地域生活の充実をめざして

障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしい生活をおくるために、本人の選択・意思決定を尊重しながら適切なサービスが受けられることが必要です。障がい福祉に関する情報提供や相談支援事業をさらに推進し、居宅サービスや日中活動サービスをはじめとする障害福祉サービスを充実させます。

また、障がいのある人の地域生活を支える基盤整備として、支援スタッフの人材確保及び資質の向上に努めます。

基本目標③

社会参加の促進のために

障がいのある人が、障がいを問わず自分らしい生活をおくるためには、経済的活動や社会的活動への参加は重要な要素です。

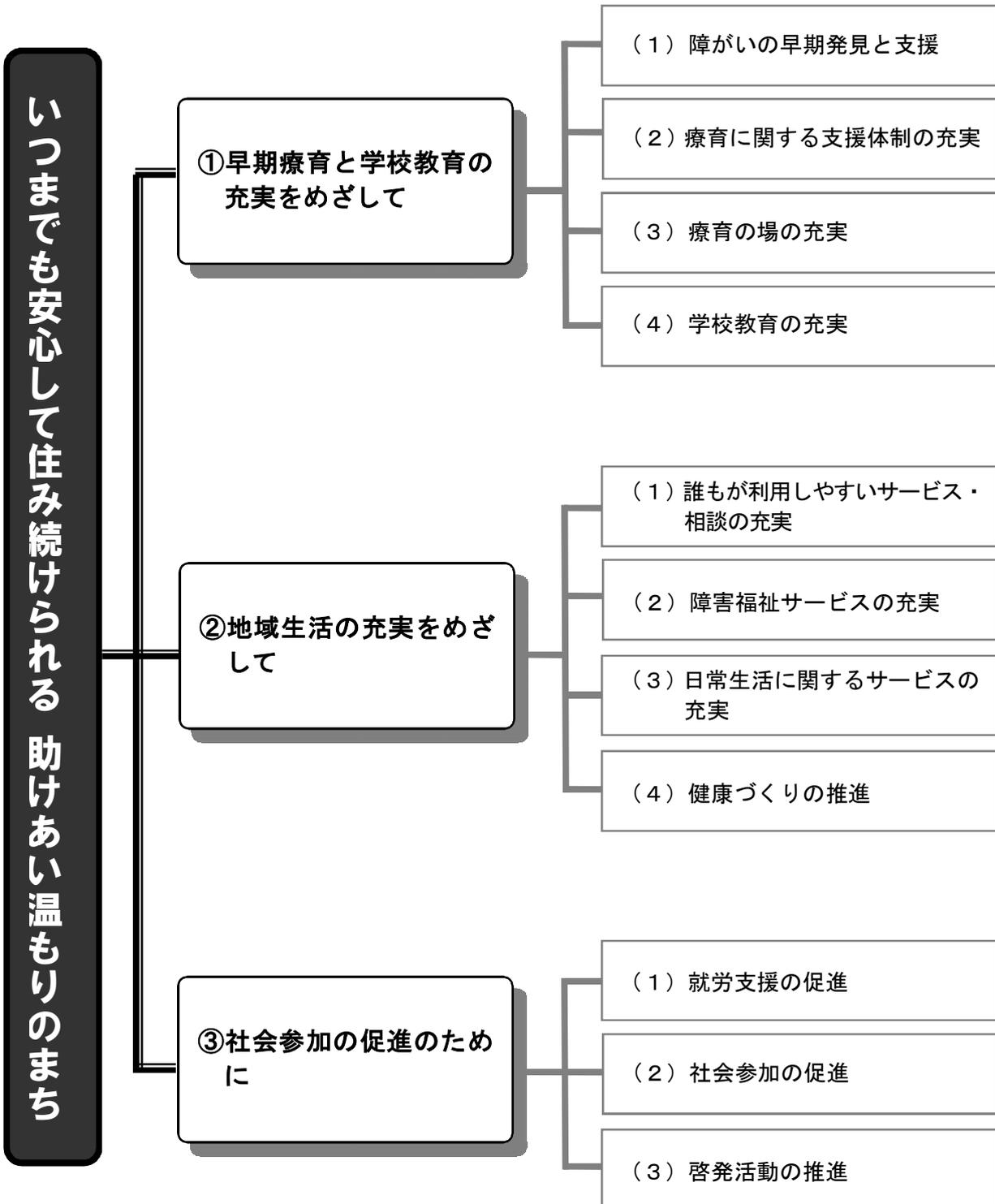
就労支援に関する関係機関が連携して、就労及び職場定着に対する支援を充実させるとともに、企業に対して障がい者雇用への理解の促進を図ります。また、障がいのある人が地域活動へ参加できる機会を拡大するとともに、地域住民に対する障がい及び障がい者に対する理解・啓発を進めます。

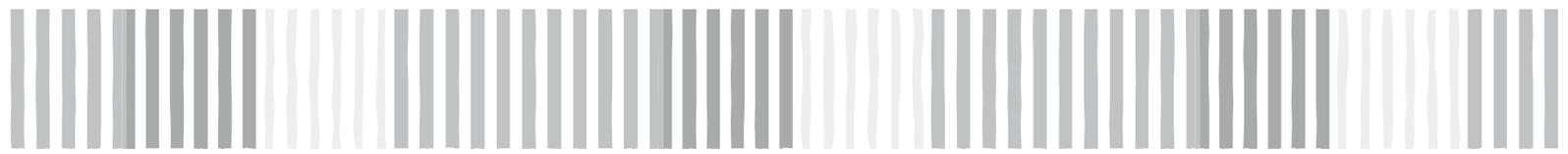
3 施策の体系

基本理念

基本目標

施策





第4章 施策の展開



第4章 施策の展開

基本目標1 早期療育と学校教育の充実をめざして

基本施策1 障がいの早期発見と支援

施策名		施策内容
1	健康診査及び事後指導等の充実	障がいの早期発見・早期療育を図るため、妊産婦や乳幼児に対する健康診査及び事後指導、相談支援体制の充実を図ります。 ①乳幼児健康診査及び事後指導の充実 ②妊産婦及び新生児、乳幼児を対象とした母子の訪問事業及び健康教育や相談体制の充実 ③親子教室、療育相談等の支援体制の充実
2	保護者に対する支援	障がいのある子どもを持つ保護者に対して、障がいに対する受容を進める上での情報提供や悩みを相談できる支援体制の整備を進めます。 ①障がいのある子どもを持つ保護者に対する相談支援体制の整備 ②関係団体による、同年代の子どもを持つ親等の障がいに対する啓発や子どもの交流の機会の提供
3	精神疾患の早期発見と支援	思春期から20代半ばが好発時期といわれる精神疾患の早期発見に努めます。 ①相談窓口の周知 ②教職員・生徒・保護者への啓発活動の推進

基本施策2 療育に関する支援体制の充実

施策名		施策内容
1	相談事業の充実	子どもの健全な発達を進めるための療育や支援の方法を充実させ、保健、保育、教育等の他分野との連携を図り、地域での一貫した療育体制を整備します。 ①秩父市療育相談事業「すこやか相談」の充実及び利用促進 ②秩父障がい者総合支援センター フレンドリーによる埼玉県障害児等療育支援事業、埼玉県子どもの発達支援巡回事業の充実及び利用促進 ③小学校入学予定の児童を対象とした定期就学相談の充実（7月～11月、毎月第3金曜日実施）
2	子どものリハビリテーション及び医療の充実	子どもを専門としたリハビリテーションや外来の整備を進めるとともに、職員体制の整備や近隣の医療機関との連携により、障がい児に対する地域医療の充実に努めます。 ①秩父市立病院による障がい児リハビリテーションの実施 ②秩父市立病院の小児科専門外来（内分泌・心臓・神経内科）の充実

基本施策3 療育の場の充実

施策名		施策内容
1	療育指導の充実	<p>児童及び保護者に対する発達支援、子育て支援、療育指導で、障がいや発達につまずきのある児童やその保護者に対する発達支援、子育て支援、療育指導等を実施します。</p> <p>①児童発達支援、「星の子教室」の充実 ②放課後等デイサービスの促進 ③保健センター、保育所、幼稚園等の関係機関との連携</p>
2	統合保育の推進	<p>障がいや発達につまずきのある子どもが、保育所などの場を通じて地域の子どもと一緒に遊んだりさまざまな交流を図ります。</p> <p>①保育所、幼稚園、学童保育室などの各種保育施設での障がい児受け入れ及び関係機関との連携の充実</p>

基本施策4 学校教育の充実

施策名		施策内容
1	義務教育等の充実	<p>就学前から学校卒業までを長期的な視点でとらえ、障がいのある児童生徒一人ひとりの状態に応じた教育支援を行い、障がいのある児童生徒の社会参加と自立を促進する教育体制を充実させます。</p> <p>①福祉・保健・医療・教育等の関係機関が連携した個別の教育支援計画*の作成及び実施 ②学校における教育課程・指導計画・個別の教育支援計画を踏まえた個別の指導計画の作成及び実施 ③特別支援教育支援員の役割の明確化及び増員 ④特別支援学校*及び特別支援学級*と通常学級との交流の拡大 ⑤特別支援学校と小・中学校や関係機関との総合的な連携の強化</p>
2	特別支援教育の推進	<p>指導内容の充実や教職員の資質向上等を通じて、特別支援教育の充実に努めます。</p> <p>①特別支援教育コーディネーター*を中心とした、保護者、教員、医療関係者、臨床心理士等の関係者との連携による個別の教育支援計画の作成及び実施 ②特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会組織の機能充実 ③教職員の資質向上のための研究・研修の推進</p>
3	教育相談の充実	<p>保護者や障がいのある児童生徒の教育に関する不安や悩みに対応できるよう、教育相談室における相談支援の一層の充実を図ります。</p> <p>①教育相談室（教育研究所内）への相談員配置</p>

基本目標2 地域生活の充実をめざして

基本施策1 誰もが利用しやすいサービス・相談の充実

施策名		施策内容
1	情報提供の充実と 相談窓口の充実	<p>障がい者が身近な場所で総合的に必要なサービスを利用できるよう、支援施策の広報に努めます。また相談支援事業等の相談機能を充実させます。</p> <p>①情報提供の充実 ②相談支援事業の充実 ③身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員の支援 ④相談支援事業所と障がい者福祉課、保健センター、地域包括支援センターの連携による相談事業と訪問指導の充実</p>
2	障害福祉サービス に関する情報の収集 及び提供の充実	<p>障がい及び障がい者に関する意見を幅広く伺い、今後の障がい者福祉施策の向上に反映させます。また、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、障がい者に加えて、高齢者・妊婦・子育て中の人等、配慮の必要な市民に対するサービスの案内を充実させます。</p> <p>①福祉サービスにかかる情報の提供と利用の援助 ②障がい者団体の活動支援を通じた当事者ニーズの収集及び施策への反映 ③「何でも投書箱」等の広聴制度の活用 ④市のホームページや観光ナビ等、観光情報を発信する媒体を活用しバリアフリーマップを掲載</p>
3	関係機関との連携 及び活動支援	<p>障がいに関する相談の内容は多様化し、一層の専門性が問われています。地域の障がい者福祉に関する中核的な役割を果たす場として、地域自立支援協議会*を引き続き運営し、定期的な協議を行います。また、専門家及び障がい者に関わる地域の機関との連携を図り、重層的に障がい者への支援を展開します。</p> <p>①地域自立支援協議会の運営（1市4町の定住自立圏により実施） ②サービス事業所の情報交換の場の提供 ③成年後見制度*の利用促進 ④社会福祉協議会による福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートねっと」の支援 ⑤民生委員・児童委員*との連携による相談支援活動の充実</p>
4	ユニバーサルデザインに 基づいた生活環境の整備	<p>「秩父市ユニバーサルデザイン推進行動方針」及び「埼玉県福祉のまちづくり条例」等に基づき、誰もが快適に利用できるユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。</p> <p>①建築物のバリアフリー化 ②ユニバーサルデザインに配慮した道路や公共施設の改修、整備 ③こころのユニバーサルデザイン推進</p>
5	災害時の支援体制	<p>災害時等に自らの身を守ることが困難である避難行動要支援者を適切に避難させる体制を推進します。</p> <p>①避難行動要支援者への避難支援 ②防災訓練に参加可能な方への参加促進</p>

基本施策2 障害福祉サービスの充実

施策名		施策内容
1	障害福祉サービスの充実	<p>障がい者の自己決定による、必要な障害福祉サービスの選択ができるよう、サービス内容の充実及び必要な情報提供に努めます。</p> <p>また、障害福祉サービス事業所が安定した運営のもとにサービス提供ができるよう、サービスに携わる人材育成への協力や制度面等で、事業所の運営を支援します。</p> <p>①訪問系サービスの充実及び場の確保 ②日中活動系サービスの充実及び場の確保 ③肢体不自由児（者）の日中活動の場の確保 ④計画相談支援の拡大と充実 ⑤居住系サービスの充実及び場の確保 ⑥施設入所者の地域生活への移行の促進</p> <p>※障害福祉サービスの内容及び見込量は、第5章を参照。</p>
2	重度心身障害児（者）の支援の推進	<p>医療行為の必要な重度心身障害児（者）に対し、レスパイト入院*、短期入所（ショートステイ）、日中活動の場の確保に向けて関係機関と連携し推進します。</p>

基本施策3 日常生活に関するサービスの充実

施策名		施策内容
1	地域生活支援事業の充実	<p>地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、障がい者及び障がい児の日常生活又は社会生活を支えるため、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態によるサービスを提供するものです。障がい者等のニーズに応じた事業を展開し、地域での日常生活の質の向上を図るとともに、事業内容の充実に努めます。</p> <p>※地域生活支援事業の内容及び見込量は、第5章を参照。</p>
2	移動しやすい環境の整備	<p>障がい者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、公共交通機関の維持や福祉有償運送の充実などが必要であるため、関係機関との連携のもとに移動しやすい環境整備に努めます。</p>

基本施策4 健康づくりの推進

施策名		施策内容
1	健康づくり事業の充実	<p>障がい者の健康維持のため、健診等による疾病早期発見と生活習慣の改善を推進します。また、精神障がい者の自立と社会復帰を支援します。</p> <p>①各種健（検）診の利用促進、保健指導の充実 ②歯周疾患健診や歯と口の健康づくりの促進 ③ソーシャルクラブ「まごころの会」の充実及び利用促進</p>
2	医療費助成制度等の実施	<p>医療が必要な障がい者等に対して、経済的な負担の軽減を目的とした医療費の助成を実施します。</p> <p>①重度心身障害者医療費（身体・知的・精神）の助成 ②自立支援医療（精神通院・更生医療*・育成医療*）給付の実施</p>

基本目標3 社会参加の促進のために

基本施策1 就労支援の促進

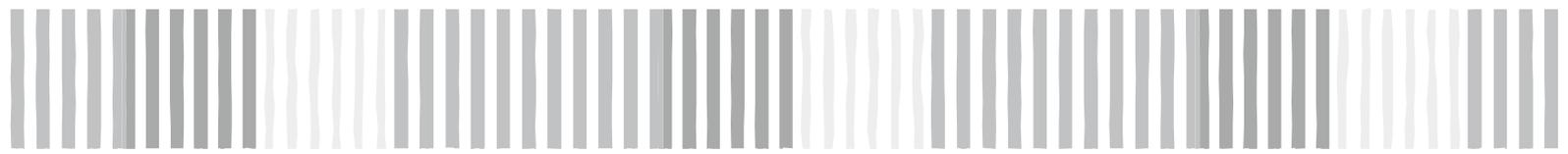
施策名		施策内容
1	就労支援窓口の充実	<p>障がい者の自立と社会参加を図るため就労支援事業の相談機能を充実させます。</p> <p>①障がい者の就労状況の把握と相談 ②就職準備支援・職場開拓・職場定着支援を推進 ③関係機関との連携</p>
2	障がい者雇用の促進	<p>公共職業安定所・秩父地域雇用対策協議会、障がい者就労支援センター、特別支援学校をはじめとする関係機関との連携のもとに、障がい者の雇用の場の拡大をめざします。</p> <p>①公共職業安定所が実施する障がい者の就職相談及び求人面接会に対する支援・協力 ②法定雇用率*達成に向けての企業への協力要請 ③公的機関における障がい者の雇用促進 ④障害者優先調達推進法*の促進</p>
3	雇用・労働施策との連携	<p>雇用・労働に関する施策との連携により、障がい者の雇用促進と就労後の定着化を促進します。</p> <p>①職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業との連携 ②トライアル雇用*事業との連携 ③障がい者就労支援センターと連携し、就業体験の充実や就労後の定着支援の促進 ④職親委託制度の推進</p>

基本施策2 社会参加の促進

施策名		施策内容
1	社会活動の推進	<p>障がい者に対して、生涯にわたる学習の機会を提供できる機会を確保します。また、地域住民との相互交流を図れる機会を充実させます。</p> <p>①図書館での対面朗読サービスの提供や録音資料の貸し出し ②市内で行われる各種文化活動の広報 ③障がい者団体の文化活動に対する支援</p>
2	スポーツ・レクリエーション活動の振興	<p>障がい者が日常生活の生きがいとしてスポーツやレクリエーションに参加できる機会を提供し、地域住民が一体となった活動の振興を図ります。</p> <p>①障がい者スポーツについての情報提供 ②障がい者スポーツの促進 ③水泳の指導を通じた障がい児の交流事業の実施</p>

基本施策3 啓発活動の推進

施策名		施策内容
1	障がいに対する理解の促進	<p>障がいの多様な特性を理解し、障がい者とともに生きる社会を目指すため、地域住民や関係者に対するさまざまな広報・啓発活動を行います。</p> <p>①各種行事における啓発活動の推進 ②あいサポート運動*の推進 ③障害者虐待防止センターの充実 ④発達障がい、難病、高次脳機能障害、盲ろう等についての普及・啓発</p>
2	障がい者との交流機会の拡大	<p>障がいの有無を問わず誰もが参加可能なイベントや交流事業を行い、障がい者と地域住民との交流機会の拡大を図ります。</p> <p>①「であいの広場」、「保健センターまつり」等のイベントの開催</p>
3	福祉教育の推進	<p>学校教育の場を通じて、障がい及び障がい者について正しく理解し、助けあい・思いやりの心を持って行動できる力を身につけるための教育活動を行います。</p> <p>①福祉体験授業の開催 ②ボランティア体験の開催 ③特別支援学校及び特別支援学級と通常学級との交流学習の実施・拡大</p>
4	ボランティア活動の充実	<p>障がい者に対する支援に、専門家だけではなく身近な地域の住民が参加できるよう、地域住民によるボランティアの育成やボランティア活動の支援を行います。</p> <p>①ボランティア活動（募集、養成、登録）に対する支援 ②ボランティアが活動するための拠点整備の支援 ③手話奉仕員養成研修の実施</p>



第5章 サービス等の見込量と確保の方策



第5章 サービス等の見込量と確保の方策

1 平成29年度に向けた目標の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の考え方は、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上を地域生活に移行し、施設入所者数の4%以上を削減することとしています。また、平成26年度末において、第三期計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、当該未達成分の割合を平成29年度末における目標値に加えた割合以上を目標とすることとしています。

これに沿って、本市における施設から地域生活へ移行する人の数値目標を、次のように設定します。

【目標値の設定】

図表5-1 施設入所者の地域生活への移行目標

項目	数値	考え方
平成25年度末時点の入所者数 (A)	59人	平成25年度末時点の施設入所者数
【目標値】(B) 入所施設からの地域移行	7人	(A)のうち、平成29年度末までに地域生活へ移行する方の目標数
新たな入所施設利用者数 (C)	4人	平成29年度末までに新たに入所施設利用が必要な方の見込数
平成29年度末の入所者数 (D)	56人 (%)	平成29年度末の利用者見込数 (A-B+C)
【目標値】(E) 施設入所者の削減	3人	差引削減見込数 (A-D)

【地域生活への移行に向けた取り組み】

施設入所者の地域生活移行を進めるために、グループホームや一般住宅等の居住の場を確保するとともに、相談支援事業等を利用しながら、地域生活へスムーズに移行できるような支援体制を整備します。また、地域生活へ移行した後も、希望や特性に合った日中活動ができるように、障害福祉サービスの充実や地域にある資源の活用を図ります。

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

国の考え方は、平成29年度における入院後3か月時点の退院率を64%以上とし、①入院後1年時点の退院率を91%以上とすることとしています。また、②平成29年6月末時点の在院期間1年以上の入院者数を平成24年6月末時点の長期在院者数から18%以上減少することとしています。

埼玉県においては、埼玉県地域保健医療計画（平成25年度から平成29年度）における精神科病院入院患者の退院にかかる目標との整合性を図るため、「1年未満入院者の平均退院率を平成29年度に76%とする」ことを目標としています。また「入院後3か月時点の退院率」、「在院期間1年以上の長期在院者数」は設定しないとしています。

これに沿って、本市における平成29年度の退院可能精神障がい者数の数値目標を、次のとおり設定します。

【目標値の設定】

図表5-2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行目標

項目	数値	備考
平成23年度～24年度の平均退院率	68.7%	入院後1年時点の退院率の実績
【目標値①】 平成29年度における退院率	76%	入院後1年時点の退院率
平成24年6月末時点の1年以上入院者数	73人	平成24年6月末時点の1年以上入院者数
【目標値②】 平成29年6月末時点の1年以上入院者数	60人	平成24年6月末時点の1年以上入院者数の18%以上

【精神障がい者の退院促進に向けた取り組み】

退院後も自立した地域生活を継続できるよう、病院に入院している精神障がい者のうち、病状が安定しており、受け入れ条件が整えば退院可能である人に対して、国や県の実施する「精神障害者地域移行支援・地域定着支援事業」などとも連携しながら、退院後の地域生活に必要な訓練を入院中から行い、地域生活に円滑に移行できるよう支援体制の整備を図ります。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点について、平成29年度末までに秩父圏域に少なくとも1つの拠点等を整備することを検討していきます。

【目標値の設定】

図表5-3 地域生活支援拠点等の整備目標

項目	数値	備考
【目標値】 平成29年度末までの設置数	1か所	

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の考え方は、①福祉施設から一般就労への移行者数を平成29年度末までに平成24年度実績の2倍、②平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数が平成25年度末における利用者の6割以上増加、③就労移行支援事業のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることとしています。

これに沿って、本市における数値目標を、次のように設定します。

【目標値の設定】

図表5-4 福祉施設から一般就労への移行等目標

項目	数値	備考
平成24年度の一般就労移行者数	7人	平成24年度に福祉施設を退所し、一般就労した方の数
【目標値①】 平成29年度の一般就労移行者数	14人 (2倍)	平成29年度に福祉施設を退所し、一般就労する方の数
平成25年度末の就労移行支援事業利用者数	12人	平成25年度に就労移行事業を利用した方の数
【目標値②】 平成29年度の就労移行支援事業利用者数	19人 (1.6倍)	平成29年度に就労移行支援事業所を利用する方の数
就労移行率が3割以上の事業所	0事業所	平成25年度の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所数
【目標値③】 平成29年度の就労移行率が3割以上の事業所	1事業所	平成29年度の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所数

【一般就労を促進するための取り組み】

障がい者の一般就労を促進するため、就労に関する情報提供や相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓による就労の場の確保とともに、企業に対する障がい者雇用への理解を進め、障がい者の働ける場の拡充と就労の定着を促進するしくみを構築します。

2 訪問系サービスの見込量と確保の方策

(1) 訪問系サービスの見込量

利用実績をみると、利用量及び利用者数はいずれも増加傾向にあることから、その伸び率に基づき、数値目標を設定します。

サービス名	サービスの概要
居宅介護 (ホームヘルプサービス)	居宅において入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者及び常に介護を必要とし行動障がい有する方に対し、入浴、排せつ、食事の介護、外出の介護などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に対し、移動に必要な情報の提供、移動の援護などの支援を行います。
行動援護	行動障がいのある知的障がい児・者、精神障がい者で、常に介護を必要とする方に対し、外出の介護、危険回避のための援護などの支援を行います。
重度障がい者等包括支援	常に介護を必要としている方の中でも介護の必要性が著しく高い方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

図表5-5 訪問系サービスの見込量

単位	第三期実績値			第四期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
時間/月	1,160	1,128	1,118	1,142	1,166	1,190
人/月	91	93	94	96	98	100

(2) 訪問系サービスの確保の方策

障がい者が安心して在宅生活を送れるよう、今後増大が見込まれるサービス量について、サービス提供事業所が必要なサービス量を確保できるよう連絡・連携体制を強化し、状況によっては定期的な協議の場も検討します。

また、さまざまな障がいの特性に配慮したサービスの提供が行われるよう、事業所と連携しながら、サービス提供者の資質の向上にも取り組みます。

3 日中活動系サービスの見込量と確保の方策

(1) 日中活動系サービスの見込量

① 生活介護

サービス名	サービスの概要
生活介護	常に介護を必要とする障がい者に対し、主に日中に入浴、排せつ、食事等の介護や創作的活動、生産活動の支援を行います。

生活介護の利用状況をみると、平成24年度以降、実績サービス量・実績利用人数ともに横ばい状態になっています。今後も、特別支援学校等からの新規利用者が見込まれますが過去の状況から、以下のように数値目標を設定します。

図表5-6 生活介護の見込量

単位	第三期実績値			第四期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人日/月	2,912	2,864	2,990	3,000	3,000	3,000
人/月	153	147	146	150	150	150

② 自立訓練（機能訓練）

サービス名	サービスの概要
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能の維持、回復等の必要がある障がい者に、身体的リハビリテーションを行います。

国立身体障害者リハビリテーションセンター等において機能訓練を受ける利用者があることを想定し、数値目標を設定します。

図表5-7 自立訓練（機能訓練）の見込量

単位	第三期実績値			第四期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人日/月	12	16	21	40	40	40
人/月	1	1	1	2	2	2

③ 自立訓練（生活訓練）

サービス名	サービスの概要
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の必要がある障がい者に、日常生活能力を向上するための支援等を行います。

自立訓練（生活訓練）の利用状況をみると、平成23年度途中に新規事業所が県の指定を受けたため、平成24年度に大幅に利用者数の増加がありました。その後減少傾向にあります。平成26年度途中に定員増加の事業所があることを考慮し、数値目標を設定します。

図表5-8 自立訓練（生活訓練）の見込量

単位	第三期実績値			第四期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人日/月	387	235	245	330	330	330
人/月	33	26	23	30	30	30

④ 宿泊型自立訓練

サービス名	サービスの概要
宿泊型自立訓練	地域移行に向けて一定期間、夜間の居住の場を提供して生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。

宿泊型自立訓練の利用状況をみると、平成23年度途中に新規事業所が県の指定を受けたため、平成24年度に大幅に利用者数の増加がありました。その後減少傾向にあり、平成26年度途中に定員減少の事業所もあったことを考慮して、数値目標を設定します。

図表5-9 宿泊型自立訓練の見込量

単位	第三期実績値			第四期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人日/月	494	414	308	308	308	308
人/月	17	14	11	11	11	11

⑤ 就労移行支援

サービス名	サービスの概要
就労移行支援	一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる障がい者であって、就労を希望する方に対し、生産活動等を通じ就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練等を行います。

就労移行支援の利用状況をみると、平成23年度途中に新規事業所が県の指定を受けたため、平成24年度に大幅に利用者数の増加がありました。その後減少傾向にあります。平成26年度途中に定員増加の事業所があることを考慮し、数値目標を設定します。

図表5-10 就労移行支援の見込量

単位	第三期実績値			第四期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人日/月	265	188	196	300	300	300
人/月	16	12	11	15	15	15

⑥ 就労継続支援（A型）

サービス名	サービスの概要
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な障がい者のうち、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる方に対し、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための訓練を行います。

就労継続支援（A型）の利用状況をみると、現在は市内に事業所が設置されておりませんが、平成29年までには新たに設置される事業所が見込まれるため、以下のような数値目標を設定します。

図表5-11 就労継続支援（A型）の見込量

単位	第三期実績値			第四期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人日/月	3	0	0	0	0	120
人/月	1	0	0	0	0	6

⑦ 就労継続支援（B型）

サービス名	サービスの概要
就労継続支援（B型）	一般企業などでの就労が困難な障がい者のうち、年齢や体力の面で雇用されることが困難になった方や、就労移行支援事業や就労継続支援A型の利用が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための訓練を行います。

就労継続支援（B型）の利用状況をみると、第三期期間中に実績サービス量・実績利用人数ともに増加を示しているため、以下のように数値目標を設定します。

図表5-12 就労継続支援（B型）の見込量

単位	第三期実績値			第四期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人日/月	1,853	2,074	2,175	2,242	2,340	2,437
人/月	102	114	110	115	120	125

⑧ 療養介護

サービス名	サービスの概要
療養介護	医療を要する障がい者で、常に介護を必要とする人に対し、病院などの施設において行われる機能訓練、必要な医療、療養上の管理、看護、医学的な管理下における介護などの支援を行います。

利用者については、現在の状況が今後も継続するものと見込み、数値目標を設定します。

図表5-13 療養介護の見込量

単位	第三期実績値			第四期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人/月	9	9	10	10	10	10

⑨ 短期入所（ショートステイ）

サービス名	サービスの概要
短期入所 （福祉型・医療型）	居宅において介護を行う方の疾病などの理由により短期間の入所を必要とする障がい者に対し、障がい者支援施設等に短期間入所し、必要な介護等を行います。

短期入所（ショートステイ）の利用状況をみると、実績サービス量・実績利用人数ともに増加する傾向にあります。今後も利用が増加することを示しているため、以下のように数値目標を設定します。

図表5-14 短期入所（ショートステイ）の見込量

単位	第三期実績値			第四期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 （見込）	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人日／月	239	263	279	315	345	375
人／月	17	17	19	21	23	25

（2）日中活動系サービスの確保の方策

特別支援学校や退院可能な精神障がい者や早期発見・早期診断で浮かび上がってきた高次脳機能障がい等の新規増が見込まれますので、ニーズを的確に把握した上で、効率的かつ効果的に必要なサービス量を確保することが重要です。

そのためには、地域自立支援協議会等を通して利用者のニーズを把握し、各事業所との連携体制をさらに充実させ、近隣4町とも協力し合いながら4町の枠を超えて利用しやすい環境づくりに配慮し、利用者が必要とするサービスを適正な量で提供できるよう取り組みます。

4 居住系サービスの見込量と確保の方策

(1) 居住系サービスの見込量

① 共同生活援助（グループホーム）

サービス名	サービスの概要
共同生活援助 （グループホーム）	介護を要する障がい者に対し、共同生活の場において、入浴、排せつ、食事など日常生活の世話、介護等の支援を行います。

※平成26年4月から共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に一元化されています。

今後の施設入所者からの移行や新規利用のニーズ、事業所の意向を考慮して、数値目標を設定します。

図表5-15 共同生活援助の見込量

単位	第三期実績値			第四期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 （見込）	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人/月	71	80	87	91	95	100

② 施設入所支援

サービス名	サービスの概要
施設入所支援	障がい者支援施設等において、主に夜間に、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

新たな入所見込みや、グループホームへの地域移行を考慮して、数値目標を設定します。

図表5-16 施設入所支援の見込量

単位	第三期実績値			第四期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 （見込）	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人/月	63	59	57	57	57	56

(2) 居住系サービスの確保の方策

地域での生活を望む障がい者に対して、グループホームは重要な社会資源のひとつです。地域住民との交流を図りながら、適切な日常生活上の援護や自立生活への助長が図れるよう支援します。

5 相談支援サービスの見込量と確保の方策

(1) 相談支援サービスの見込量

サービス名	サービスの概要
計画相談支援	障害福祉サービスを利用しようとする障がい児・者に対し、サービス等利用計画案の作成やサービス事業者等との連絡調整などの支援を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等や精神科病院に入所・入院している障がい者及び保護施設、矯正施設等を退所する障がい者に対し、住居の確保や地域生活に移行するための支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身の障がい者や施設・病院から退所・退院した障がい者のうち、地域生活が不安定な方に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時に相談や訪問などの支援を行います。

計画相談支援は平成26年度でほぼ全員にサービスを提供できる見込みですが、地域移行支援と地域定着支援は今後拡大していく必要があります。

図表5-17 相談支援サービスの見込量

	単位	第三期実績値			第四期見込量		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	人/月	6	27	88	91	94	97
地域移行支援	人/月	0	0	1	2	3	3
地域定着支援	人/月	0	0	1	2	3	3

(2) 相談支援サービスの確保の方策

相談支援事業所ができる限り障がい者の身近で利用できる場所にあり、気軽に相談できるような環境を作ることや、利用者個々の状況に応じた適切なケアマネジメント*の実施やモニタリングができるよう、関係機関と連携し相談支援専門員の養成や体制の質的・量的な充実を図ります。

また、地域にあるフォーマル・インフォーマルな社会資源*等、障がい者の地域生活に有用であるさまざまな情報を集約して、相談支援事業者に情報を提供し、より良い相談支援につながるよう努めます。

6 障がい児支援事業の見込量と確保の方策

(1) 障がい児支援事業の見込量

① 障がい児通所支援

サービス名	サービスの概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うものです。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校休業日に、施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うものです。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援その他必要な支援を行うものです。
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行うものです。

平成27年度から新たな事業所が学童保育から放課後デイサービスに移行する見込みのため、以下のように数値目標を設定します。

図表5-18 障がい児通所支援サービスの見込量

	単位	第三期実績値			第四期見込量		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	実利用者数	22	16	18	20	20	20
放課後等デイサービス	実利用者数	0	0	0	14	14	14
保育所等訪問支援	実利用者数	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	実利用者数	0	0	0	0	0	0

保育所等訪問支援は、今後取り組んでいかなければならないサービスと認識しておりますが、体勢が未整備ですので、現状では埼玉県障害児等療育支援事業や埼玉県子ども発達支援巡回事業を利用して障がい児の早期発見・早期療育に取り組んでおります。

② 障がい児相談支援

サービス名	サービスの概要
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用とする障がい児に対し、障がい児利用計画案の作成やサービス事業者等との連絡調整などの支援を行います。

児童発達支援のみの利用の場合には保健センター保健師によるセルフプランで対応しています。今後、放課後デイサービス利用には障がい児相談支援事業所に計画を依頼する必要があるため、以下のように数値目標を設定します。

図表5-19 障がい児相談支援サービスの見込量

	単位	第三期実績値			第四期見込量		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障がい児相談支援	人/月	0	1	2	16	16	16

(2) 障がい児支援事業の確保の方策

保健センター、特別支援学校、幼稚園、保健所等、関係機関と連携を取りながら自立支援協議会等を通して利用者のニーズを把握し、1市4町とも協力しあいながら利用者が必要とするサービスを提供できるよう取り組みます。

7 地域生活支援事業の見込量

(1) 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業の見込量については、各利用実績に基づき、数値目標を設定します。

① 理解促進研修・啓発事業

サービス名	サービスの概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある方が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

図表5-20 理解促進研修・啓発事業の見込量

単位	第三期実績値			第四期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
有無	無	有	有	有	有	有

② 自発的活動支援事業

サービス名	サービスの概要
自発的活動支援事業	障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

図表5-21 自発的活動支援事業の見込量

単位	第三期実績値			第四期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
有無	有	有	有	有	有	有

③ 相談支援事業

サービス名	サービスの概要
相談支援事業	障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

相談支援事業を適切に実施していくためには、「地域自立支援協議会」による中立・公平な視点を確保する観点から、市が委託した相談支援事業者の運営評価等を実施し、具体的な困難事例への対応のあり方についての指導・助言、地域の関係機関等のネットワークの構築等について協議することが重要となります。

第四期計画では、引き続きこれらの事業を継続するとともに、広域的な課題に対応するための基幹センター設置に向け県及び近隣自治体との連携をさらに強化し、障がい者及び家族からの相談への対応や、積極的な周知による事業の有効な活用に努めます。

図表5-22 相談支援事業の見込量

	単位	第三期実績値			第四期見込量		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障がい者相談支援事業	か所	4	4	4	4	4	4
基幹相談支援センター	か所	0	0	0	0	0	1
相談支援機能強化事業	か所	3	3	3	3	3	3
住宅入居等支援事業	か所	3	3	3	3	3	3

④ 成年後見制度利用支援事業

サービス名	サービスの概要
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障がいのある方又は精神障がいのある方であり、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に対して費用の全部又は一部の補助を行います。

成年後見制度利用支援事業は、平成24年4月から地域生活支援事業の必須事業として位置づけられました。

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者または精神障がい者に対して、権利擁護を図るとともに、利用の促進に向けて、制度の周知に努めます。

図表5-23 成年後見制度利用支援事業の見込量

単位	第三期実績値			第四期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人/年	0	2	3	5	7	9

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

サービス名	サービスの概要
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

図表5-24 成年後見制度法人後見支援事業の見込量

単位	第三期実績値			第四期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
件/年	0	2	3	4	5	6

⑥ 意思疎通支援事業

サービス名	サービスの概要
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。

図表5-25 意思疎通支援事業の見込量

	単位	第三期実績値			第四期見込量		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	126	135	147	150	160	170
手話通訳者設置事業	か所	0	0	0	0	0	0

⑦ 日常生活用具給付等事業

サービス名	サービスの概要
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある方等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。

図表5-26 日常生活用具給付等事業の見込量

	単位	第三期実績値			第四期見込量		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	件/年	6	3	5	5	5	5
自立生活支援用具	件/年	20	12	19	18	18	19
在宅療養等支援用具	件/年	8	13	10	9	9	10
情報・意思疎通支援用具	件/年	13	19	20	18	18	20
排泄管理支援用具	件/年	1,408	1,455	1,420	1,430	1,430	1,460
居宅生活動作補助用具	件/年	2	0	2	2	2	2

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

サービス名	サービスの概要
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある方との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行います。

図表5-27 手話奉仕員養成研修事業の講習修了見込量(登録見込者数)

単位	第三期実績値			第四期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人/年	15	14	13	30	30	30

⑨ 移動支援事業

サービス名	サービスの概要
移動支援	屋外での移動が困難な障がい児・者について、円滑に外出することができるよう移動を支援します。

障がい者が積極的に社会に参画できる手段として、利用者の状況に応じた柔軟な形態で実施すること等を含めて、引き続き移動支援の充実に努めます。

図表5-28 移動支援事業の見込量

単位	第三期実績値			第四期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人/年	729	765	795	800	800	850
時間/年	4,633	4,720	5,513	5,600	5,600	5,600

⑩ 地域活動支援センター事業

サービス名	サービスの概要
地域活動支援センターⅠ型	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、さらに相談事業や専門職員の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施します。
地域活動支援センターⅡ型	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、さらに機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業を実施します。
地域活動支援センターⅢ型	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、日常生活に必要な便宜の供与を実施します。

障がい者の地域生活の場、社会参加の場として認知が進んだことを背景に、利用実績は安定しています。引き続き、事業の確保を図ります。

図表5-29 地域活動支援センターの見込量

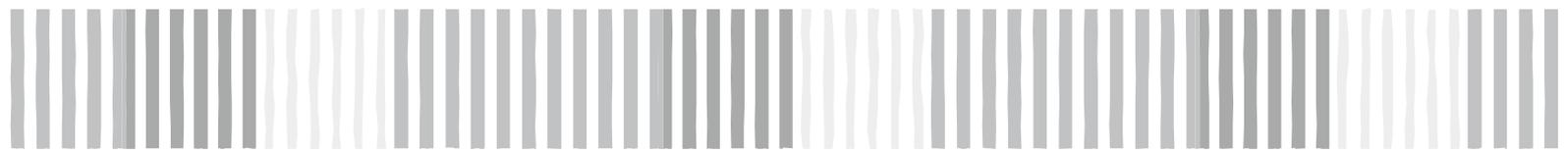
		第三期実績値			第四期見込量		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度 (見込)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
地域活動支援センターⅠ型	事業所数	1	1	1	1	1	1
	登録者数	144	139	156	160	160	160
地域活動支援センターⅡ型	事業所数	0	0	0	0	0	0
	登録者数	0	0	0	0	0	0
地域活動支援センターⅢ型	事業所数	0	0	0	0	0	0
	登録者数	0	0	0	0	0	0

⑪ その他の事業

その他の事業として、引き続き「重度心身障がい者通所施設」「生活支援事業」「日中一時支援事業」等を実施します。

図表5-30 その他の事業の見込量

	単位	第三期実績値			第四期見込量		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度 (見込)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
重度心身障がい者通所施設 実利用人数	人/月	8	7	8	8	8	8
生活支援事業(訪問入浴サービス) 実利用人数	人/月	4	5	5	5	5	6
日中一時支援事業 実利用人数	人/年	103	126	150	150	160	170



第6章 計画の推進に向けて



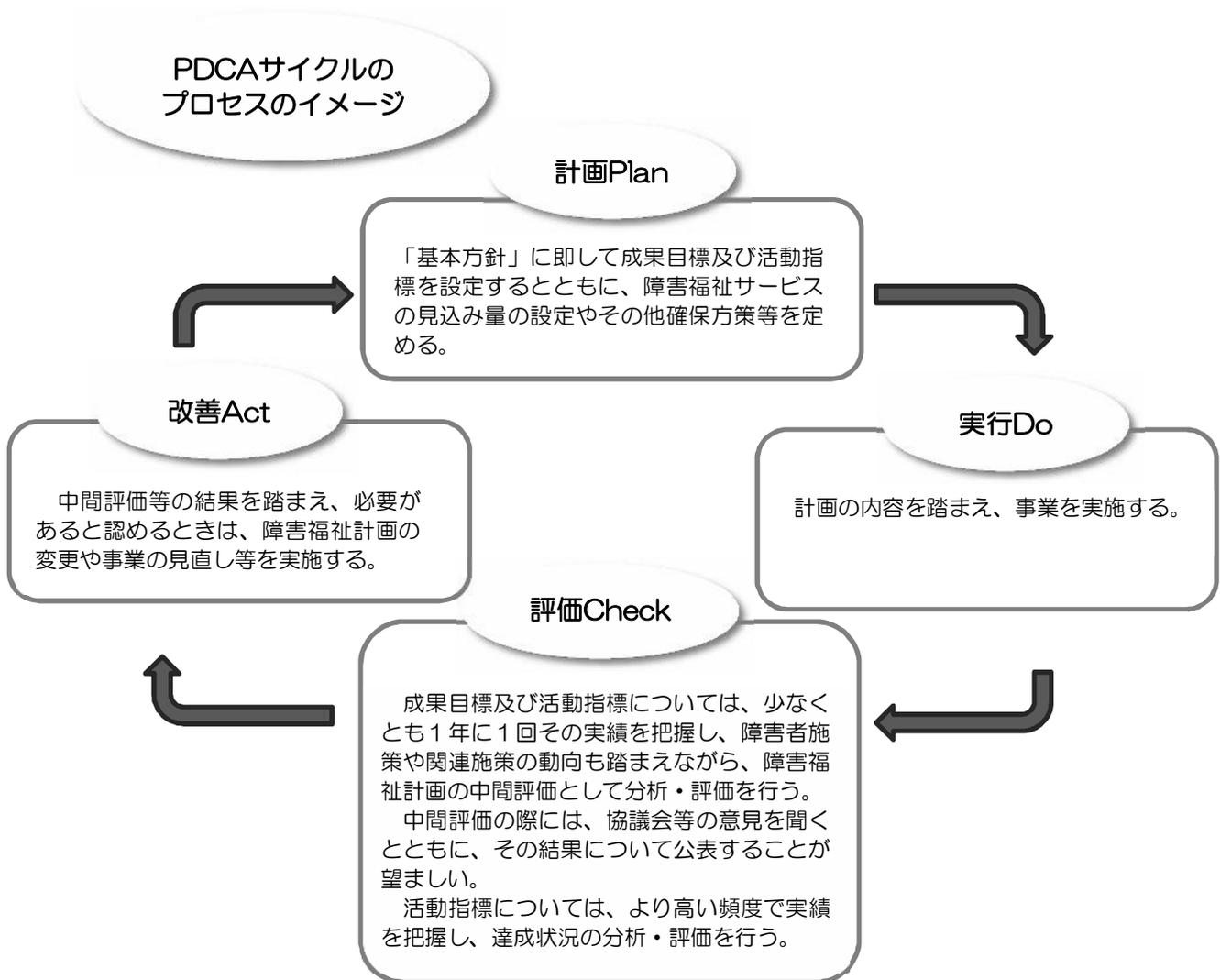
第6章 計画の推進に向けて

1 市民参画による施策の推進

地域における福祉を充実させるため、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア、当事者団体、障がい者支援団体、社会福祉協議会等の関係者及び関係機関と連携に努め、当事者のニーズを反映した施策の推進にあたります。

2 計画推進のための協議会の設置

本計画の施策やサービスの実効性を高め円滑な推進を図るために、「秩父市障がい者福祉計画推進協議会」を設置し、秩父地域自立支援協議会と連携して、PDCAサイクルを導入し、進捗状況等の評価及び課題事項の検討等を行います。



3 関係機関における連携

障がい者に関する各種施策の展開については、福祉・保健・医療・教育をはじめ、庁内の関係各課との連携を図るとともに、それぞれの役割を検討しながら、より効果的・効率的なサービスの提供に努めます。

また、広域的に対応すべき施策については、国・県及び秩父障害保健福祉圏域との密接な連携を図りながら、施策を推進します。

さらに、1市4町によるちちぶ定住自立圏において設置する秩父地域自立支援協議会でも連携を図っていきます。

4 財源の確保と適正な受益者負担

どんなに素晴らしい計画でも、必要な人員と財源が確保できなければ「絵に描いた餅」になってしまいます。

このため、現状のサービス内容の見直しを常に行って、適正な受益者負担に配慮するとともに、限りある人員と財源を適切に配分し、優先順位や事業効果、必要性について十分に検討のうえ実施します。



資料編



資料編

1 秩父市障がい者福祉計画検討委員会設置要綱

平成17年4月1日
訓令第57号

(設置)

第1条 秩父市障がい者福祉計画の策定に当たり、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、秩父市障がい者福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び調整を行う。

- (1) 障がい者を取りまく社会環境の分析及びその対応、方針に関すること。
- (2) 障がい者のための行政の役割及び総合的な福祉施策のあり方に関すること。
- (3) その他障がい者福祉計画の策定に関し、必要な事項に関すること。

2 前項に定めるもののほか、委員会は、障がい者福祉計画の策定に関する庁内連絡調整を行う。

(組織)

第3条 委員会は、市の職員をもって組織し、市長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第1条の目的を達成し、委員会が解散するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要に応じ関係職員の出席を求めることができる。

(作業部会)

第7条 委員会に、必要に応じ作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、委員会において指示された事項を検討する。

3 作業部会の委員は、委員長が委員会に諮って指名する。

4 作業部会は、必要に応じ関係職員の出席を求めることができる。

5 作業部会は、検討経過等について、必要に応じ委員会へ報告するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

2 秩父市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱

平成26年4月1日
訓令第14号

(設置)

第1条 秩父市障がい者福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、秩父市障がい者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障がい者福祉に関して識見を有する者
- (2) 障がい者団体の関係者
- (3) 障がい者福祉施設の関係者
- (4) 特別支援学校の関係者
- (5) 市議会議員
- (6) 公募による市民
- (7) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定が完了する日までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

3 秩父市障がい者福祉計画策定委員会委員名簿

任期：平成26年8月25日～平成27年3月31日

	団体名	役職名	氏名
1	秩父市議会文教福祉委員会	委員長	木村 隆彦
2	市民代表	(公募)	勝又 紀子
3	市民代表	(公募)	篠田 典子
4	市民代表	(公募)	山崎 由紀子
5	(身障団体) 身体障害者福祉会	代表理事	新井 喜一
6	(知的団体) 秩父手をつなぐ育成会	理事	関根 要子
7	(精神団体) 秩父郡市精神保健福祉会	会員	笠原 早苗
8	(身障施設) カナの会	相談員	新井 暁光
9	(知的施設) 清心会	総合施設長	村山 勇治
10	(精神施設) アクセス	相談支援専門員	齊藤 智子
11	秩父公共職業安定所	統括営業指導官	栗原 明宏
12	埼玉県秩父保健所	部長	飯野 真理子
13	秩父福祉事務所	所長	羽生 公洋
14	秩父障がい者総合支援センター フレンドリー	主任	上原 史子
15	秩父障がい者就労支援センター キャップ	主任	田端 義郎
16	埼玉県秩父特別支援学校	教頭	竹越 利之
17	秩父郡市医師会	医師会代表	井上 靖
18	秩父市社会福祉協議会	主査	今井 孝幸
19	秩父市民生委員・児童委員協議会	副会長	宮下 昭

4 秩父市福祉2計画検討委員会委員名簿

	所属部	職名	氏名
1		副市長	横井 隆幸
2		教育長	前堅 進一
3	市長室	室長	新井 秀弘
4	総務部	部長	森前 光弘
5	総務部	参事	飯島 起也
6	財務部	部長	大沢 賢治
7	環境部	部長	関根 進
8	市民部	部長	浅見 きよみ
9	健康福祉部	部長	加藤 登
10	健康福祉部	参事	風間 操
11	産業観光部	部長	持田 未広
12	地域整備部	部長	木村 賢一
13	地域整備部	参事	井上 雄二
14	吉田総合支所	総合支所長	浅見 弘
15	大滝総合支所	総合支所長	木村 雄次
16	荒川総合支所	総合支所長	浜中 紀久夫
17	市立病院事務局	局長	村田 幸雄
18	会計管理者	会計管理者	福原 隆夫
19	水道部	部長	高橋 進
20	水道部	参事	横田 茂樹
21	教育委員会事務局	局長	関河 喜重
22	議会事務局	局長	高橋 睦

5 秩父市福祉2計画検討委員会作業部会委員名簿

	団体名	所属課	職名	氏名
1	市長室	地域政策課	主査	町田 英之
2	総務部	総務課	主査	新井 達也
3	総務部	危機管理課	主任	新井 豪
4	財務部	財政課	主査	原嶋 祐樹
5	市民部	市民生活課	主任	新井 彩美
6	市民部	市民スポーツ課	主事	小池 正典
7	市民部	生涯学習課	主事補	島田 千華子
8	健康福祉部	社会福祉課	主任	山中 伸吾
9	健康福祉部	高齢者介護課	主査	松澤 郁子
10	健康福祉部	こども課	主査	白井 史生子
11	健康福祉部	地域医療対策課	主席主幹	森下 喜子
12	健康福祉部	保健センター	主査	町田 広美
13	健康福祉部	包括支援センター	主幹	金子 伸江
14	産業観光部	商工課	主幹	原島 淳
15	産業観光部	観光課	主幹	北堀 史子
16	地域整備部	都市計画課	主査	内田 香
17	地域整備部	建築住宅課	主幹	大野 真吾
18	吉田総合支所	市民福祉課	主査	板橋 和美
19	大滝総合支所	市民福祉課	主査	川合 良成
20	荒川総合支所	市民福祉課	主席主幹	中山 朗
21	市立病院	地域医療連携室	管理幹	持田 功子
22	教育委員会	学校教育課	主事	内田 智也

6 秩父市障がい者福祉計画事務局名簿

	所属部	所属課	職名	氏名
1	健康福祉部		部長	加藤 登
2	健康福祉部		次長	岡田 啓介
3	健康福祉部	障がい者福祉課	課長	横田 佳子
4	健康福祉部	障がい者福祉課	主席主幹	川田 幸一
5	健康福祉部	障がい者福祉課	主査	新井 眞紀子
6	健康福祉部	障がい者福祉課	主事	荒船 匠

7 計画策定の経過

(1) アンケート調査

項目	内容
調査期間	平成26年6月9日（月）～平成26年9月30日（火）
調査対象者	市内在住の障害者手帳所持者及び特定疾患医療受給者から、無作為に抽出
調査方法	郵送による配布、郵送による回収
回収状況	配布数1,078、回収数677、回収率62.8%

(2) 秩父市障がい者福祉計画策定委員会 会議経過

期 日	実施項目	内 容
平成26年8月25日（月）	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●委員長及び副委員長の互選について ●秩父市障がい者福祉計画策定概要 ●市民アンケート調査について
平成26年11月7日（金）	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●秩父市障がい者福祉計画（案）について ●事業所ヒアリングについて
平成27年2月26日（木）	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●秩父市障がい者福祉計画（案）について ●パブリックコメントについて
平成27年3月13日（金）	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●秩父市障がい者福祉計画（案）について
平成27年3月24日（火）	答申	

(3) ヒアリング調査

項目	内容
調査期間	平成26年9月30日（火）～平成26年10月17日（金）
調査対象者	秩父郡市内の関連団体・事業所（22箇所）
調査方法	郵送による配布、郵送による回収

(4) 秩父市福祉2計画等検討委員会 会議結果

期 日	実施項目	内 容
平成26年10月7日（火）	第1回検討委員会	●秩父市福祉2計画策定状況報告
平成26年10月24日（金）	第2回検討委員会	●秩父市障がい者福祉計画（案）について
平成26年12月12日（金）	第3回検討委員会	●秩父市障がい者福祉計画（案）について
平成27年3月12日（木）	第4回検討委員会	●秩父市障がい者福祉計画（案）について

(5) 秩父市福祉2計画等検討委員会作業部会 会議結果

期 日	実施項目	内 容
平成26年10月16日（木）	第1回作業部会	●秩父市障がい者福祉計画（案）について
平成26年12月8日（月）	第2回作業部会	●秩父市障がい者福祉計画（案）について
平成27年3月11日（水）	第3回作業部会	●秩父市障がい者福祉計画（案）について

(6) パブリックコメント手続き

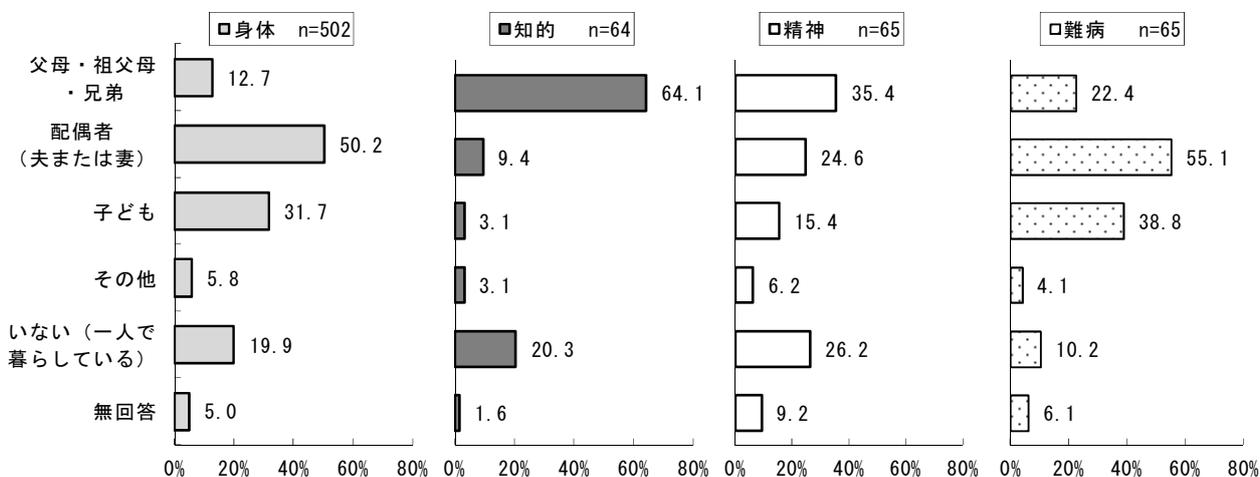
項目	内容
募集期間	平成26年12月22日（月）～平成27年1月23日（金）
応募方法	直接持参・FAXまたはEメール
応募件数	29件

8 アンケート調査結果概要

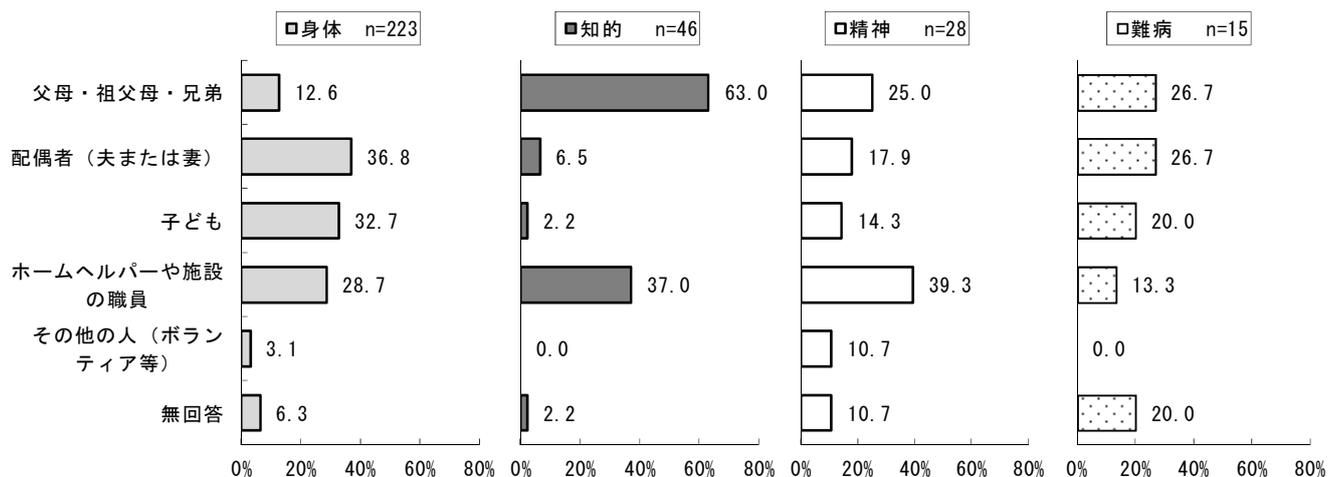
この項では、「身体障害者手帳所持者」を「身体」及び「身体障がい者」、「療育手帳所持者」を「知的」及び「知的障がい者」、「精神障害者保健福祉手帳所持者」を「精神」及び「精神障がい者」、「特定疾患医療受給者」を「難病」及び「難病患者」と表記しています。

(1) 生活状況について

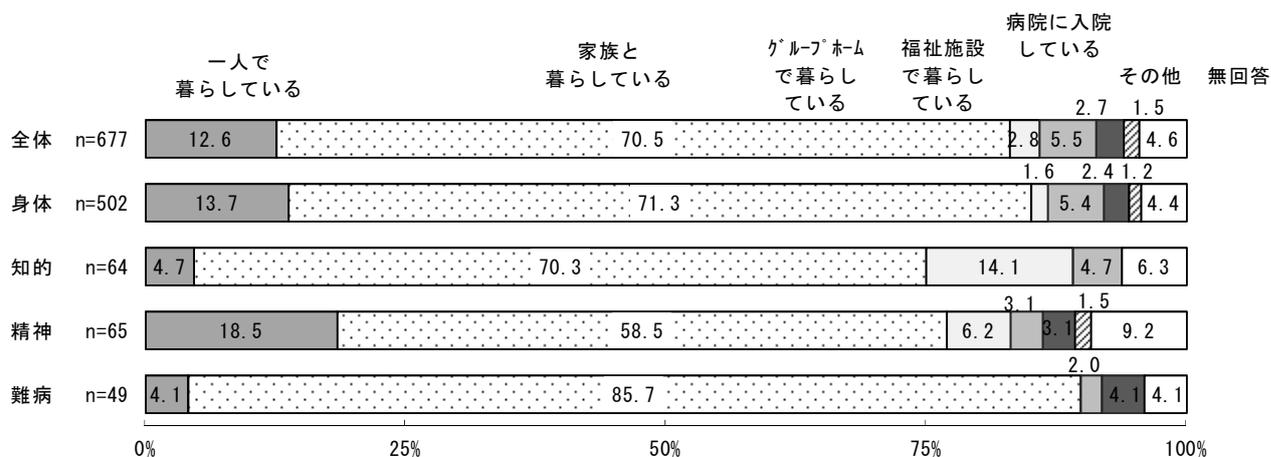
問4 現在、あなたが一緒に暮らしている人はどなたですか。



問6 あなたを介助してくれる方は主に誰ですか。

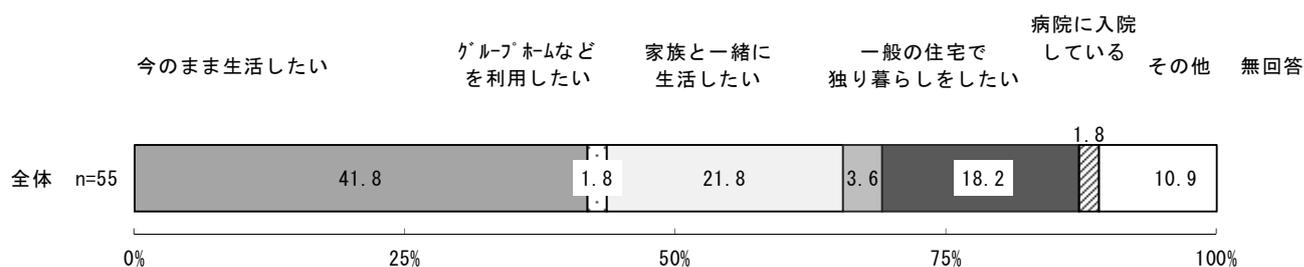


問 16 あなたは現在どのように暮らしていますか。



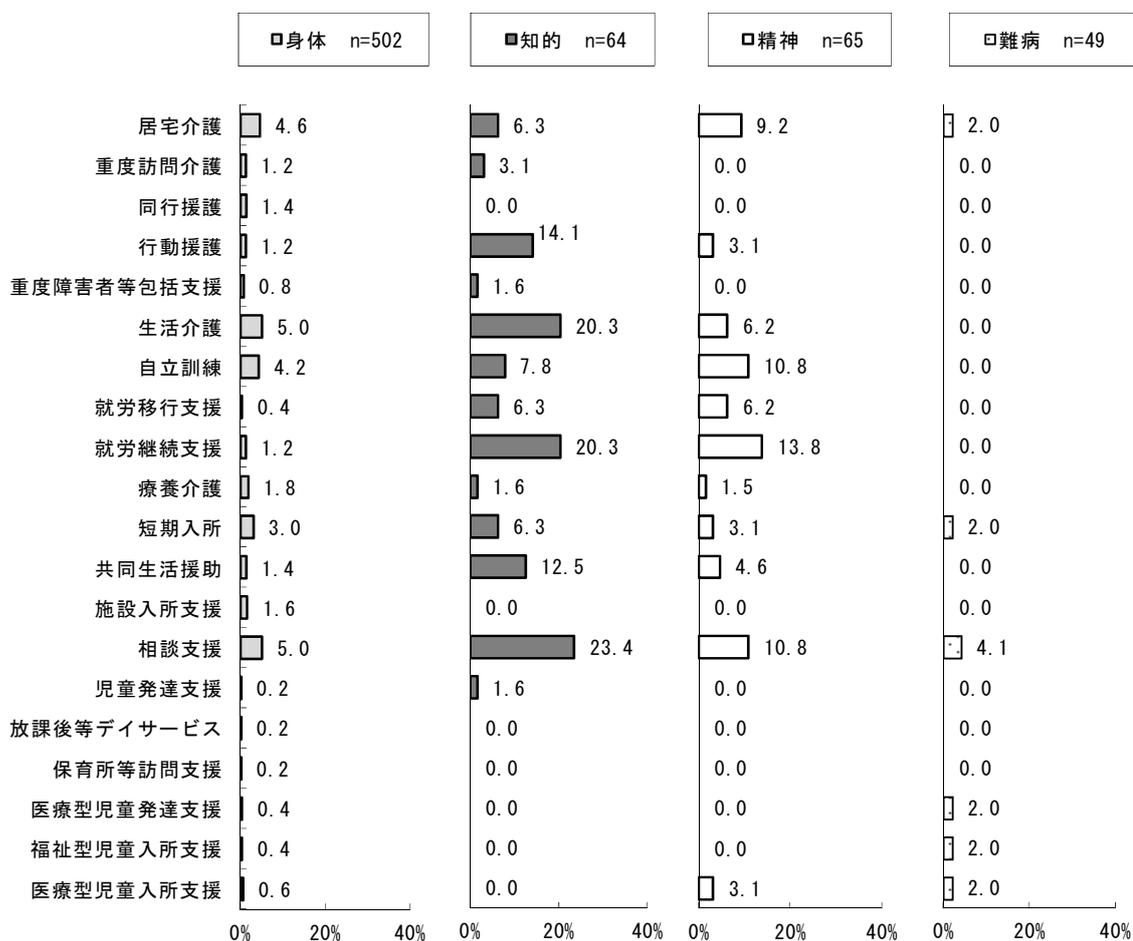
問 17 あなたは将来、地域で生活したいと思いますか。

(福祉施設入所者、病院入院者)



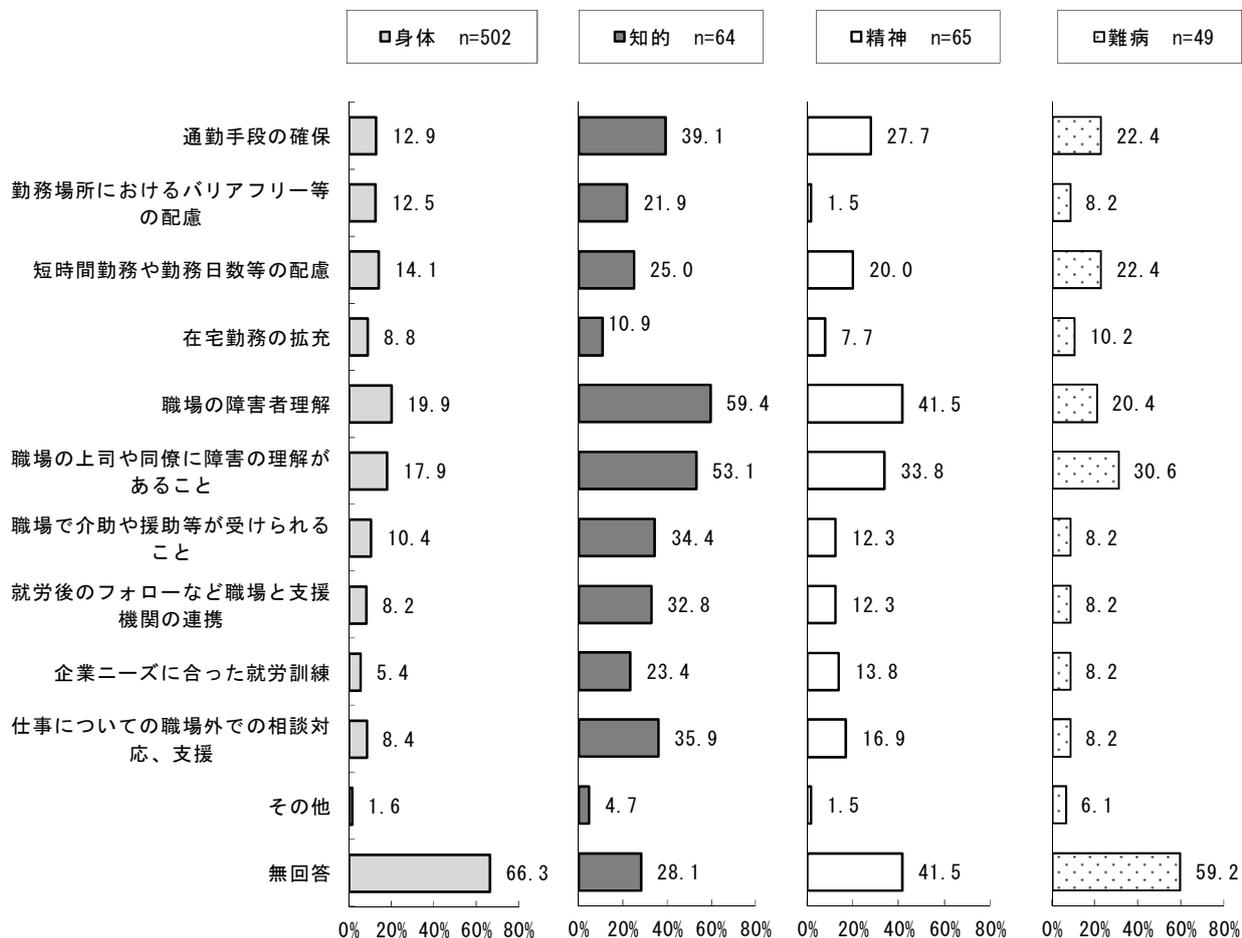
(2) サービスの利用意向について

問 29 あなたは次のサービスを利用していますか。また今後利用したいと考えますか



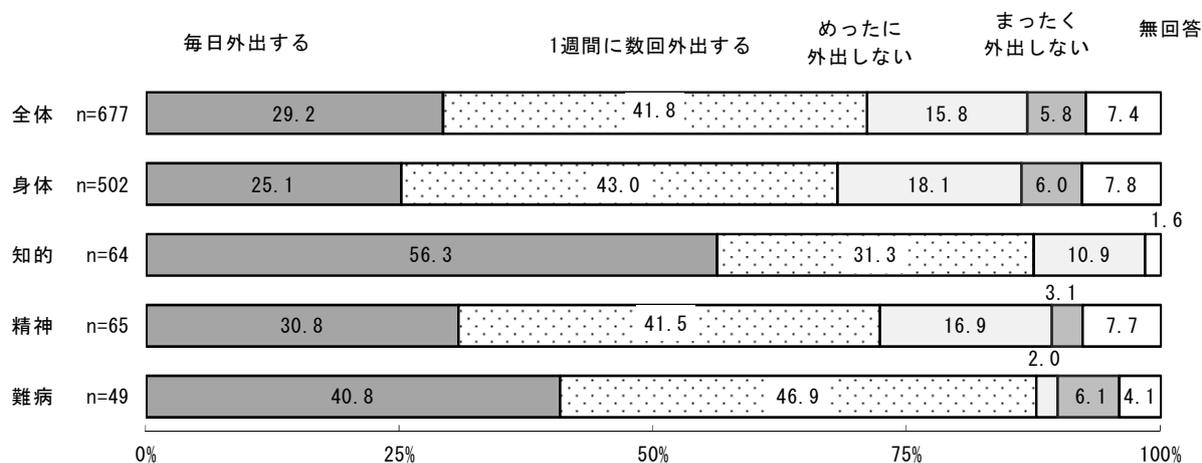
(3) 保育・教育・就労について

問 27 あなたは、障害者の就労支援としてどのようなことが必要だと思いますか。



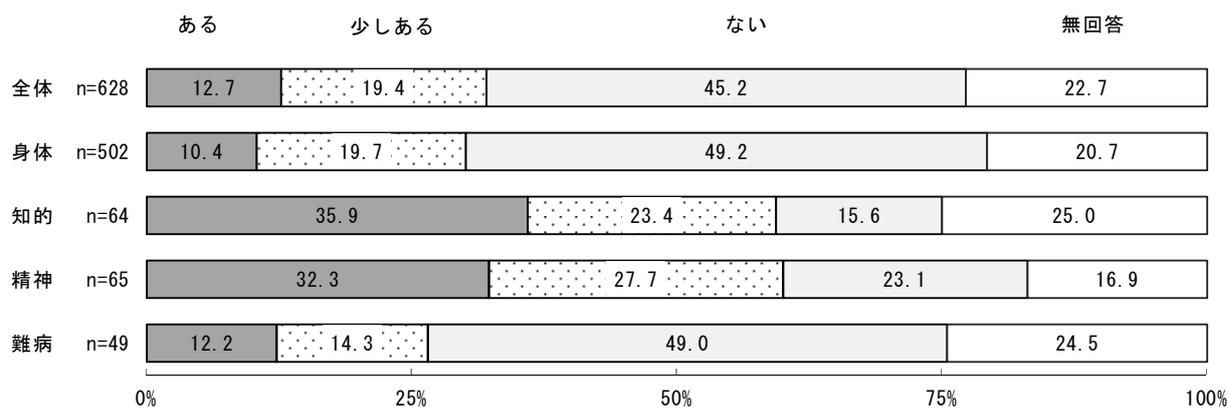
(4) 外出について

問 19 あなたは、1週間にどの程度外出しますか。



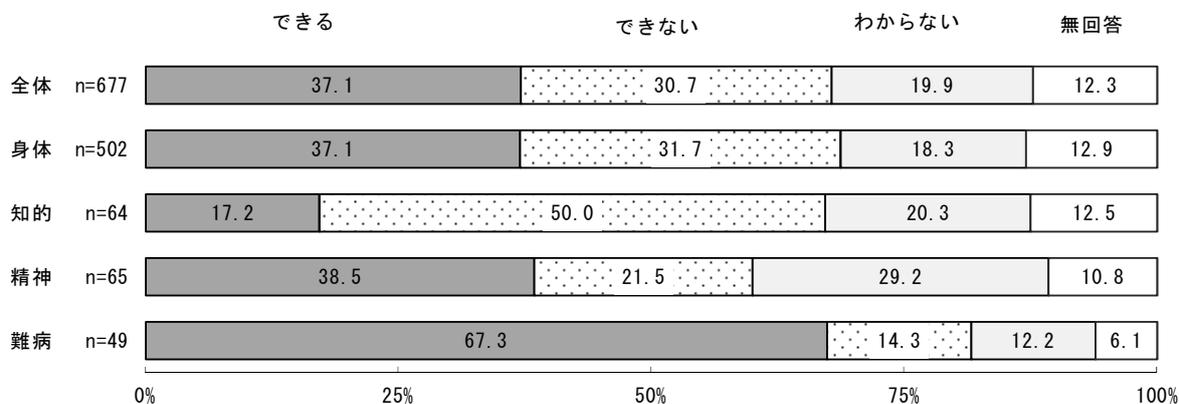
(5) 障がいに対する理解について

問 32 あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか



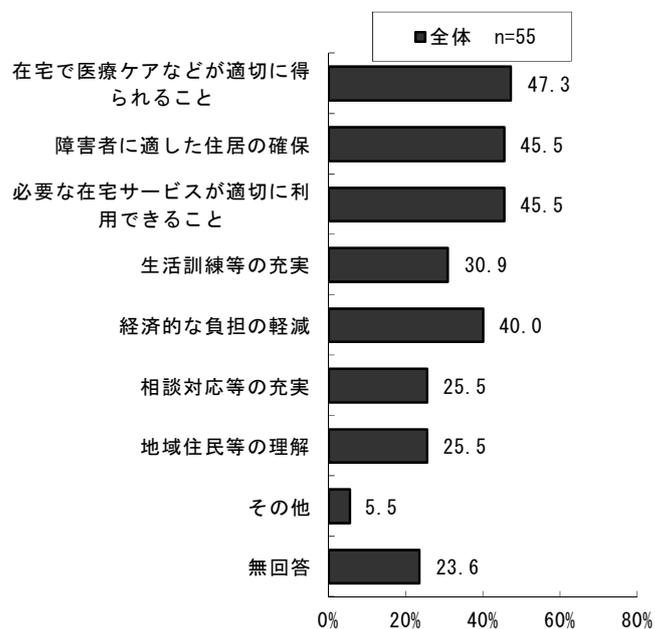
(6) 防犯・防災対策について

問 35 あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。

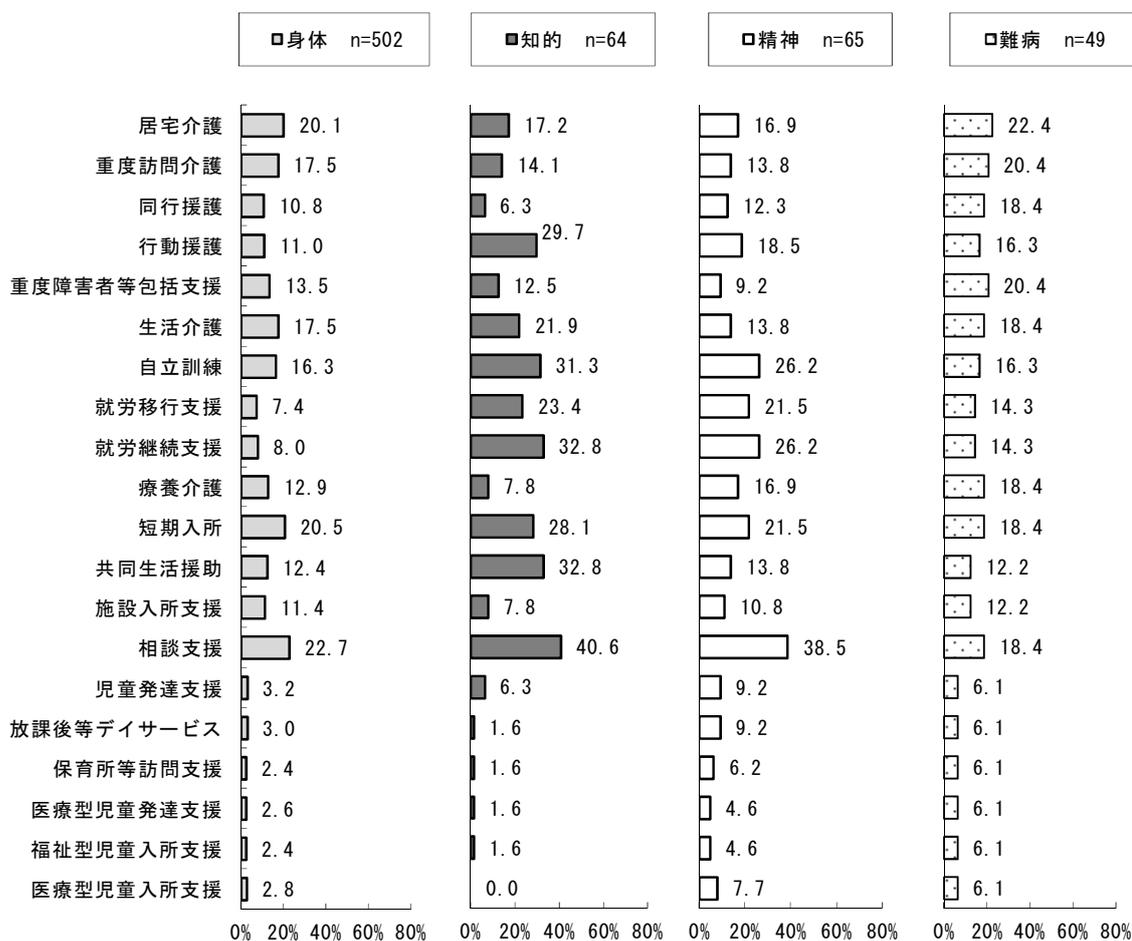


(7) 障がいのある人への支援について

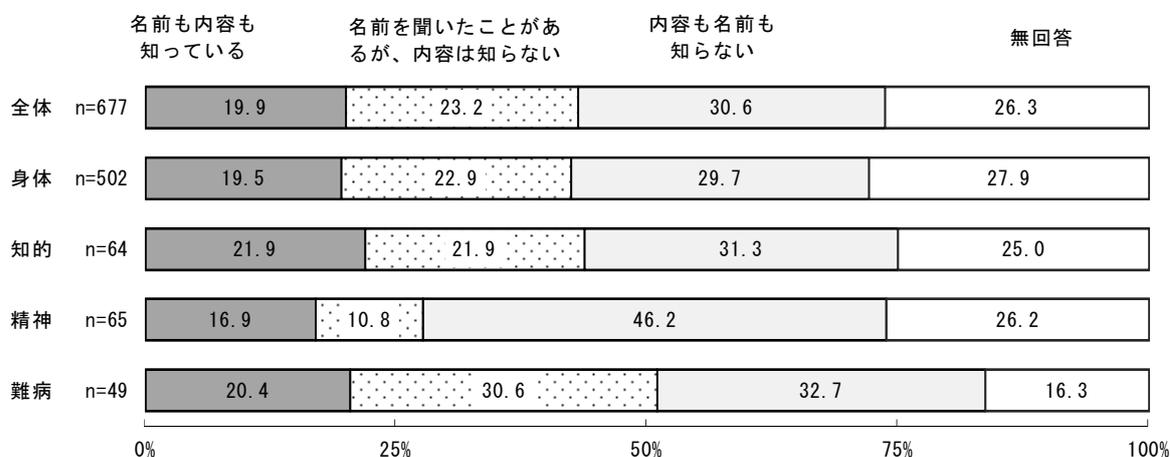
問 18 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。



問 30 あなたは普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。



問 34 成年後見制度についてご存知ですか。



9 用語解説

【あ・ア行】

●あいサポート運動

誰もが、多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていることや、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮などを実践することにより、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）を実現していく運動で、平成21年11月に鳥取県で始まった。

●ICT

Information and Communication Technologyの略称で、「情報通信技術」のこと。従来のIT（Information and Technology）に代わって、国内外で用いられるようになっている。

●育成医療

現在身体に障がいがあるか、または現に疾患があってそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる子どもに対して行われる、手術等の外科的な治療等のこと。

障害者総合支援法に基づき、育成医療によってその症状が軽くなり、日常生活が容易にできるようになると認められる場合には、指定自立支援（育成）医療機関での治療に要する医療費の一部が公費で助成される。

●ADHD（注意欠陥／多動性障がい）

年齢または発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性等により、社会的な活動や学業の機能に支障をきたす行動の障がい。

●LD（学習障がい）

知的発達に遅れはないものの、聞く・話す・読む・書く・計算する・推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す障がい。

【か・カ行】

●学習障がい →LD（学習障がい）

●ケアマネジメント

障がいのある人の地域における生活を支援するために、サービス利用者の保健・医療・福祉にわたる幅広いニーズと、さまざまな地域の社会資源による提供される複数のサービスを適切に結びつけて調整を図り、総合的かつ継続的なサービス提供を確保すること。

●権利擁護相談事業

知的障がい者の社会復帰について理解と熱意がある事業経営者等であり、通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人を自己のもとに預かり、将来自立できるよう必要な指導訓練を行う人のこと。

精神障がい者の社会復帰の促進を図ることを目的とした事業では、社会適応訓練事業がある。

●高機能自閉症

自閉症とは、3歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである。そのうち、知的発達の遅れを伴わないものを高機能自閉症という。

●高次脳機能障がい

事故による受傷や疾病により脳の器質的病変がある、または日常生活、社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい認められる場合、高次脳機能障がいと診断される。以下はその主要症状である。

◇記憶障がい…物の置き場所を忘れたり、新しい出来事を覚えていられなくなる。そのために何度も同じことを繰り返したり質問したりする。

◇注意障がい…ぼんやりしていて、何かをミスばかりする。二つのことを同時にしようとすると混乱する。

◇遂行機能障がい…自分で計画を立てて物事を実行することができない。いきあたりばったりの行動をする。

◇病識欠如…自分が障害を持っていることに対する認識がうまくできない。障がいがないかのようにふるまったり、言ったりする。

●更生医療

身体に障がいのある人の障がいを軽減・補完し、日常生活や職業生活を容易にするために行われる治療（人工関節置換術、ペースメーカー移植術、肝・腎移植術等）のこと。

障害者総合支援法に基づき、更生医療に対して、指定自立支援（更生）医療機関での治療に要する医療費の一部が公費で助成される。

●個別の教育支援計画

障がいのある児童生徒一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えのもとに、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した支援を行うことを目的に作成する計画のこと。

計画には、教育のみならず、福祉、医療、労働等のさまざまな側面からの取り組みが必要であり、関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠である。

【さ・サ行】

●授産施設

一般雇用が困難な障がいのある人を対象に、自立した生活に必要な訓練を行うとともに働く場を提供する施設。通所と入所の形態がある。

平成24年3月31日までに、障害者自立支援法に基づく新体系サービスへ移行している。

●障害者虐待防止センター

障害者虐待防止法において、各市町村が障害者虐待防止センターとしての機能を果たすこととなっており、その具体的な業務は、「養護者、障害者福祉施設事業者等、使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受理」、「養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言」、「障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発」となっている。

●障害者優先調達推進法

この法律（国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律…平成24年6月27日法律第50号）は、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労支援施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された。

●職場適応援助者（ジョブコーチ）

障がいのある人が職場に適応できるよう、職場に直接出向いて支援を行うとともに、事業者に対して、障がいのある人の職場適応に必要な助言を与える等、障がいの特性を踏まえた直接支援を行う専門職員のこと。

●成年後見制度

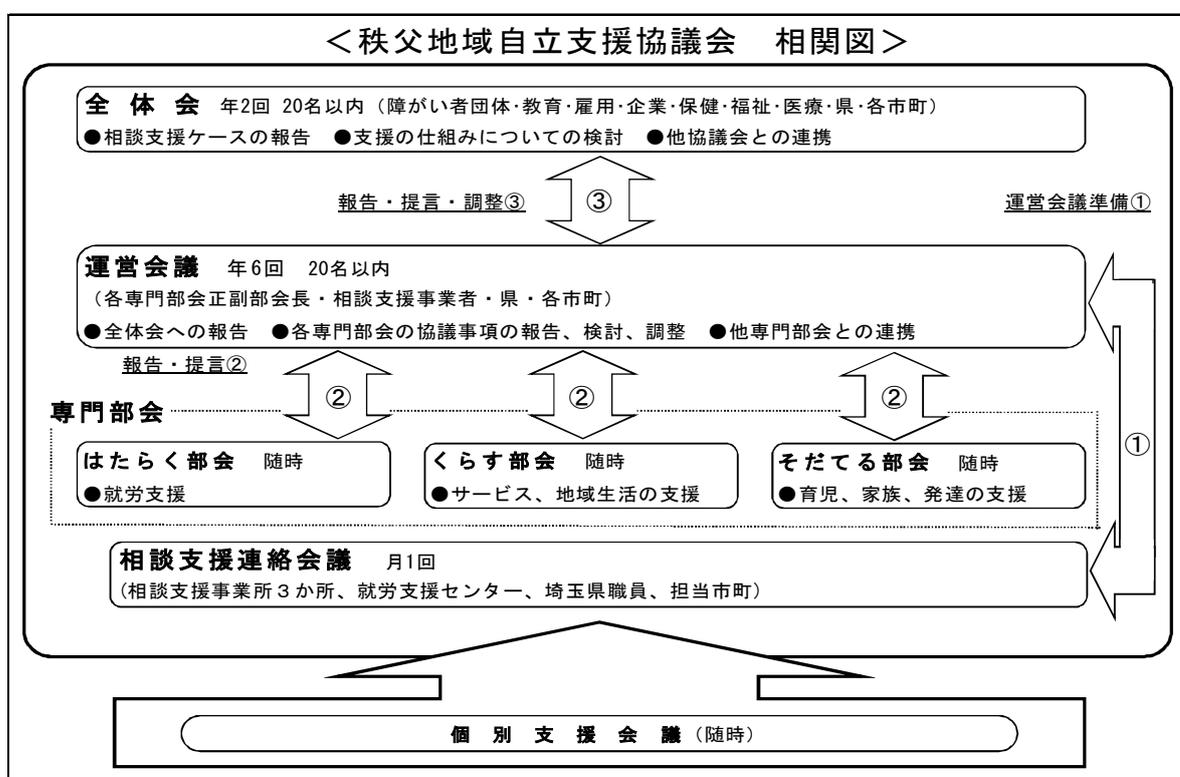
障がいや認知症等のため判断能力が不十分な人に対して、裁判所の裁定に基づき、成年後見人が契約や財産管理、身上監護等の法律行為全般を行い、社会制度の中で不利益を被らないように支援する制度。

【た・タ行】

●地域自立支援協議会

障害者総合支援法に基づき、障がいのある人がニーズに合わせて適切にサービスを利用できるようにするため、地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び支援体制の協議を行う組織のこと。

秩父地域自立支援協議会では、「くらす部会」「そだてる部会」「はたらく部会」の3つの専門部会を立ち上げており、日常的に個別支援会議や毎月行う相談支援連絡会議の中で挙げられる地域の課題を運営会議で検討、調整している。全体会では、運営会議を通じて挙げられた地域の課題を確認し、自治体に施策提案等を行っている。



●注意欠陥／多動性障がい →ADHD（注意欠陥／多動性障がい）

●統合失調症

主に、幻覚や幻聴、妄想、物事を考えていく道筋がまとまらない、自分の感覚や考えを自覚しにくい等の症状が現れる精神疾患のひとつ。そのため、「生活障がい」と呼ばれる、人と交流しながらの社会生活に対する困難さを抱えることが多い。以前は「精神分裂病」と呼ばれていたが、現在の正式な病名は「統合失調症」に変更されている。

●統合保育

障がいのある子どもと障がいのない子どもを、同じ場所で一緒に保育すること。障がいのある子どもには、他の子どもから刺激を受けることにより発達が進められること、障がいのない子どもには、障がいに対する理解や思いやりの心が育つこと等の利点があるとされている。

●特別支援学校・特別支援学級

特別支援学校は、障がいの種類によらず一人ひとりの特別な教育的ニーズに応じた支援を行う学校。在籍する児童生徒に教育を施すだけでなく、地域の幼稚園、小・中・高等学校に在籍する児童生徒の教育に関する助言・支援、いわゆる「センター的機能」も担うよう定義されている。

特別支援学級は、小学校、中学校等に教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級のこと。

なお、特別支援教育とは、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥／多動性障がい）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。

●特別支援教育コーディネーター

教育上特別な配慮を必要とする子どもへの支援を適切に行うために、校内や福祉、医療等の関係機関との連携協力の強化を図るための連絡調整役。保護者に対する相談窓口、担任への支援、巡回相談や専門家チームとの連携、校内委員会での推進等が役割となる。

●トライアル雇用

ハローワークの紹介により、障がい者をはじめとする事業対象者を原則3か月間の試行雇用（トライアル雇用）を行い、労働者の適性等を実際に見極めた上で本採用するかどうかを決めることができる制度。

労働者は、実際に働くことを通じて企業が求める適性や能力・技術を把握することができる。事業主は、事業対象者の雇用期間に応じて、奨励金を受け取ることができる。

【な・ナ行】**●難病**

特定の疾患群を指す医学用語ではないが、厚生労働省の定めた「難病対策要綱」では、以下のように定義されている。

①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病。

②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。

●日常生活用具

障がい児（者）の日常生活の便宜を図るための用具。特殊寝台、特殊マット、ストーマ（人工肛門及び人口膀胱）装具等が該当する。

●ノーマライゼーション

障がい者、高齢者等の社会的・福祉的な支援を必要とする人を区別することなく、すべての人が社会の一員として自然に共生できるような社会基盤を整えていこうとする考え方のこと。

【は・ハ行】**●発達障がい**

脳機能の障がいによる症状が、通常低年齢において発現するものをいう。発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥／多動性障がい）等と定義している。

◇自閉症…3歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がい。

◇アスペルガー症候群…自閉症の一種。知能と言語の発達は保たれているが、対人関係の障がい、コミュニケーションの障がい及び行動と興味の範囲が限局的で常同的である。

◇広汎性発達障がい…自閉症とアスペルガー症候群等の自閉症に近い特徴を持つ発達障がいの総称。

●バリアフリー

障がい者、高齢者等が、移動や施設を利用する上でバリア（障壁）となるものを取り除くことで生活しやすくしようという考え方のこと。現在では、物理的なバリア（障壁）以外に、社会的、制度的、心理的なバリア（障壁）を取り除く意味でも用いられている。

●ピアサポーター

ピア（peer）とは「仲間」を意味しており、同じ立場や同じ課題に直面した当事者同士による援助関係のことを「ピアサポート」という。

ピアサポーターは、障がい者自身がその役割を務め、同じ疾病や障がいを持つ人に対して、相談に乗ったりサービス提供に関わったりしている。

●フォーマル・インフォーマルな社会資源

「フォーマルな社会資源」とは、利用者がニーズを充足したり問題解決をするために活用される各種の制度、施設や機関、人材等のうち、特定の目的や役割、責任等を持つ公的な支援の総称。障害者総合支援法、介護保険法、生活保護法、措置制度等に基づくサービスや支援者、医療機関及び医療従事者等が該当する。

「インフォーマルな社会資源」とは、利用者がニーズを充足したり問題解決をするために活用される各種の制度、施設や機関、人材等のうち、近隣や地域社会、民間やボランティア等による非公的な支援の総称。近所の住人、商店街、ボランティア、親戚、家族、当事者団体（家族会・連絡会・自助グループ）、携帯電話、老人会、町内会、図書館、喫茶店、パソコン、テレビ、ラジオ等が該当する。

●法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて民間企業及び地方公共団体に対して定められた、障がい者の雇用割合のこと。一般の民間企業では、従業員の2.0%に相当する数以上の障がい者を雇用することが義務付けられている。

【ま・マ行】**●民生委員・児童委員**

「民生委員法」及び「児童福祉法」に基づき厚生労働大臣から委嘱された民間の奉仕者（身分は埼玉県非常勤特別職員となる）。福祉事務所、児童相談所等の関係機関の業務に協力するほか、担当区域において、生活上の保護指導や相談に応じること等を主な業務としている。

【や・ヤ行】**●ユニバーサルデザイン**

障がいの有無、年齢、性別、国籍等に関わらず、あらゆる人々が利用しやすいようにデザインする考え方のこと。対象は、施設や製品にとどまらず、教育や文化、情報提供等に至るまで多岐にわたる。

【ら・ラ行】**●リハビリテーション**

障がいのある人の身体的、精神的、社会的な能力を発揮し、自立と参加を促すために行われる訓練のこと。単なる機能障がいの改善や維持だけでなく、障がい者が人間としての尊厳を回復するための精神的、職業的な復帰訓練を含めた「全人間的復権」という概念で用いられる。

●療育

障がいのある子どもの治療と教育（保育）を意味する。障がいの軽減や障がいの進行予防、精神面における発達の援助、日常生活動作を身に付け社会性を発揮させる援助等を行うこと。

●レスパイト入院

常時医療管理が必要な患者さんが在宅で療養されており、介護者の事情により在宅での介護が一時的に困難になった場合に病院に患者さんが短期入院する仕組み。



秩父市イメージキャラクター

ポテくまくん

**第四期秩父市障がい者福祉計画
秩父市障がい福祉計画**

発行 平成27年3月

編集 秩父市 健康福祉部 障がい者福祉課

〒368-8686 埼玉県秩父市熊木町8番15号

TEL : 0494-27-7331(直通) FAX : 0494-22-7168

URL <http://www.city.chichibu.lg.jp/>